

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成28年10月17日

(平成27年度決算)

(教育委員会・土木部)

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成28年10月17日(月曜日)

午前9時58分開議
 午前11時45分休憩
 午後0時59分開議
 午後2時3分休憩
 午後2時9分開議
 午後2時54分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第32号 平成27年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第36号 平成27年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 平成27年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第38号 平成27年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 平成27年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 平成27年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 池田和貴
- 副委員長 山口裕
- 委員 西岡勝成
- 委員 小杉直
- 委員 岩中伸司
- 委員 城下広作
- 委員 松田三郎
- 委員 早田順一

- 委員 高野洋介
- 委員 橋口海平
- 委員 岩田智子

欠席委員(1人)

- 委員 松野明美

委員外議員(なし)

教育委員会

- 教育長 宮尾千加子
- 教育理事 金子徳政
- 教育総務局長 青木政俊
- 教育指導局長 越猪浩樹
- 教育政策課長 田村真一
- 首席審議員兼学校人事課長 國武慎一郎
- 社会教育課長 河村雅之
- 文化課長 平井貴
- 施設課長 西川哲治
- 高校教育課長 牛田卓也
- 政策監兼高校整備推進室長 手島和生
- 義務教育課長 坂梨光一
- 特別支援教育課長 藤田泰資
- 人権同和教育課長 古澤広義
- 体育保健課長 平田浩一

土木部

- 部長 手島健司
- 総括審議員兼
- 河川港湾局長 鈴木俊朗
- 政策審議監 原悟
- 道路都市局長 松永信弘
- 建築住宅局長 田邊肇
- 監理課長 藤本正浩
- 用地対策課長 西浦一義
- 土木技術管理課長 緒方進一
- 道路整備課長 上野晋也
- 道路保全課長 長井英治
- 首席審議員兼

都市計画課長 宮 部 静 夫
下水環境課長 丸 尾 昭
河川課長 村 上 義 幸
港湾課長 亀 崎 直 隆
砂防課長 原 田 高 臣
建築課長 清 水 照 親
営繕課長 井 手 秀 逸
住宅課長 上 妻 清 人

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 出 田 貴 康
会計課長 瀬 戸 浩 一

監査委員事務局職員出席者

局 長 高 山 寿一郎
首席審議員兼監査監 佐 藤 美智子

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
議事課主幹 黒 岩 雅 樹
議事課課長補佐 下 崎 浩 一

午前9時58分開議

○池田和貴委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前中に教育委員会の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしております。

それでは、これより教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままでも簡潔にお願いいたします。

それでは、教育長から決算概要等の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、宮尾教育長、よろしく申し上げます。

○宮尾教育長 おはようございます。教育長の宮尾でございます。お世話になります。着座のまま失礼いたします。

平成27年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、御指摘のございました施策を推進する上で改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきまして、その後の措置状況を御報告させていただきます。

決算特別委員長報告第4の6におきまして「特別支援学校について、特に熊本市において依然として教室不足が見られることから、熊本市とも協議、連携しながら、教室の確保に取り組むこと。」との御指摘をいただいております。

御指摘のとおり、知的障害のある生徒を対象とする特別支援学校高等部の在籍者数が増加しておりまして、特に熊本市及びその周辺の知的障害特別支援学校の著しい教室不足が課題となっております。

県教育委員会では、このことを喫緊の課題として教室の確保に取り組んでまいりました。平成26年度に熊本市教育委員会を含む外部有識者による検討会を重ね、新たな特別支援学校の整備が必要などとする最終報告をいただきました。

その報告を踏まえて、平成27年3月、熊本市東区の熊本聾学校敷地内に、仮称でございますが、東部支援学校を新設するなどの実施計画を策定し、昨年度、同校の基本構想を作成いたしました。

本年度は、設計に着手し、平成31年度までの開校を目指してまいります。

また、昨年度、熊本市中央区の熊本支援学校に教室を増設する改修も行いました。

さらに、熊本市を含む県央及び県南地域の軽度知的障害のある生徒の進学ニーズ等に対応するため、八代市鏡町の旧氷川高等学校の敷地、校舎を活用し、仮称ですが、県南高等

支援学校を新設することとし、本年度は基本構想を策定しているところでございます。

ただいま、仮称ですが、東部支援学校及び県南高等支援学校の新設と熊本支援学校の改修について御説明申し上げました。これらは、いずれも熊本市在住の生徒の高等部進学ニーズにも対応するものでございます。

なお、熊本市においては、平成22年度から23年度に開催された検討会において、熊本市立の特別支援学校の必要性を検討され、県教育委員会もそこに参加してまいりました。

そのときの検討を踏まえ、熊本市南区に高等部の生徒を対象とした市立平成さくら支援学校を平成29年4月に、また、熊本市中央区に小中学部の児童生徒を対象とした市立特別支援学校を平成32年4月に開校する整備計画をまとめられたところでございます。

今後とも、熊本市と協議を重ねるなど緊密に連携しながら、特別支援学校の整備を推進し、教室の確保に努めてまいります。

次に、平成27年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

平成27年度歳入歳出決算総括表でございます。

この表の一番下の段でございますが、歳入は、一般会計、特別会計を合わせた予算現額351億4,622万5,000円に対しまして、調定額は360億2,285万7,000円、収入済み額が358億5,496万2,000円、不納欠損額が12万9,000円、収入未済額が1億6,776万6,000円ということで、収入率は99.5%となっております。

歳出でございますが、その右のほうでございますが、一般会計、特別会計を合わせた予算現額1,582億1,697万8,000円に対しまして、支出済み額が1,560億3,697万9,000円、翌年度繰越額が8億4,772万4,000円、不用額

が13億3,227万5,000円ということで、執行率は98.6%となっております。

繰越事業といたしましては、主な内容といたしまして、地域未来塾ICT機器等整備事業、校舎新・増改築事業、県立高等学校施設整備事業、特別支援学校施設整備事業、県立学校施設災害復旧事業、高等学校産業教育設備整備費等となっております。年度内に整備をすることが困難であったため、繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上が教育委員会の平成27年度の決算概要でございます。

なお、詳細につきましては、各課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○池田和貴委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○田村教育政策課長 教育政策課の田村でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、教育センターにおける行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、文部科学省から委託されました社会教育基本調査事務委託及びICT教育推進自治体応援事業委託に係る委託料でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、財産運用収入の主なものといたしましては、教職員住宅の家賃貸付料でございます。

雑入でございますが、雑入の主なものとしましては、教職員住宅の土地の売却に伴う売り払い収入でございます。

なお、財産処分の詳細につきましては、後

ほど附属資料において御説明申し上げます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の4ページをお願いいたします。

教育委員会費でございますが、教育委員の報酬、教育委員会運営費でございます。

次に、事務局費でございますが、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残及び熊本県教育情報化推進事業の入札に伴う執行残でございます。

次に、教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業費等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、用途を廃止しました教職員住宅解体の入札に伴います執行残及び教職員住宅修繕費の執行残でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

教育センター費でございますが、教育センターの管理運営費、教職員研修等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、恩給及び退職年金費でございますが、共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給、扶助料でございます。

不用額は、受給者の年度途中の死亡が見込みを上回ったことによる執行残でございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、台風15号により被害を受けました教職員住宅の復旧工事に係る経費でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明申し上げます。

附属資料の14ページをお願いいたします。

県有財産処分でございますが、球磨商業高等学校教職員住宅A用地の土地の一部を錦町へ売却したものでございます。なお、売却に伴う収入金額は、収入済みでございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○國武学校人事課長 学校人事課長の國武でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料にお戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、主なものとしましては、県立学校授業料や県立学校入学金でございます。

このうち、県立学校授業料につきましては、平成26年度の入学生から、これまでの公立高校授業料無償制度から就学支援金制度に変更になったことによる1年生及び2年生分の授業料収入でございます。

次に、7ページの国庫支出金でございますが、主なものとしましては、公立高校授業料無償制度に伴う公立高等学校授業料不徴収負担金、就学支援金制度に伴う高等学校等就学支援負担金及び義務教育学校教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金でございます。

このうち、高等学校等就学支援負担金につきましては、就学支援金制度に伴う国庫負担金収入でございます。これは、保護者等の収入に照らして、経済的負担を軽減する必要があると認められた生徒に対し、国が授業料と同額の就学支援金を県を通じて支給するものですが、県は、この交付金を、先ほど御説明した授業料収入に直接充てることで、生徒は授業料を納付する必要がなくなるものでございます。

次に、8ページの財産収入でございます。

主なものとしましては、特別支援学校での作業実習に係る実習生産物売り払い収入でございます。

次に、このページの4段目の諸収入でございますが、主なものとしましては、県立学校に設置している売店の電気料等に係る雑入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

まず、教育総務費の事務局費、教職員人事費でございます。

予算額のほとんどが職員の給与費、人件費ですが、歳入のところで御説明しました就学支援金制度の国からの負担金を授業料収入に充てるため、授業料徴収等事業を教職員人事費で計上いたしております。

不用額については、自己都合等の退職者が見込みより少なかったことによる退職手当等の執行残でございます。

次に、このページの最下段の小学校費の教職員費、10ページの2段目の中学校費の教職員費及び5段目の高等学校費の高等学校総務費でございますが、これらの不用額も、いずれもそのほとんどが教職員の給与費、人件費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、毎年度、12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正を行っております。その後の休職や育児休業の変更等に伴い、執行残が発生したものでございます。

今後とも、人件費等の予算減に当たりましては、できるだけ執行残が少なくなるよう努力してまいります。

次に、このページの最下段の高等学校費の全日制高等学校管理費、11ページの最上段の定時制高等学校管理費でございますが、これは高等学校の光熱水費や事務費等の学校の管

理運営に係る経費でございます。

不用額は、各学校において、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

最後に、特別支援学校費でございますが、これは特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校の管理運営費等でございます。

不用額につきましては、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。理由につきましては、先ほど御説明した高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課長の河村でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料の12ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、青少年の家の携帯電話の基地局等設置に伴う行政財産使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なものとしては、国庫補助金の地域連携教育支援活動促進事業費補助でございます。

なお、これに含まれる地域未来塾に係る学習支援を促進するために必要なICT機器等の整備のための補助金は、後ほど附属資料において御説明いたしますが、予算額2,980万円全額を平成28年度へ繰り越しております。

次に、13ページをお願いいたします。

財産収入、寄附金及び諸収入でございますが、主なものとしては、熊本県青年会館敷地に係る土地の貸付料でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、歳入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、主なものとしては、社会教育及び生涯学習の振興に関する事業、青少年教育施設の管理運営に係る経費でございます。

不用額は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど附属資料において御説明いたします。

次に、図書館費でございますが、熊本県立図書館の管理運営及びくまもと文学・歴史館整備事業に係る経費でございます。

不用額は、主に経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

附属資料の1ページをごらんください。

1ページの平成27年度繰越事業調べをお願いいたします。

地域未来塾ICT機器等整備事業でございますが、これは、ICTを積極的に活用して地域未来塾の学習支援を新たに展開する事業でございます。国からの交付決定が年度末に行われたため、市町村におけるICT機器等の購入に係る適正な履行期間を確保できず、年度内執行が困難となったため、2,980万円の全額を平成28年度に繰り越して実施するものでございます。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平井文化課長 文化課長の平井でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

説明資料に戻りまして、15ページをお願いいたします。

歳入について、主なものを御説明いたします。

使用料及び手数料のうち主なものは、装飾

古墳館観覧料及び美術館観覧料でございます。

次に、16ページから17ページ、国庫支出金でございますが、主なものは、17ページ、鞠智城整備事業への国庫補助金である史跡等保存整備費補助でございます。

また、18ページの諸収入のうち主なものは、国などからの発掘調査の受託に伴う発掘調査受託事業収入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、資料の20ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

まず、文化費のうち主なものは、国などからの受託事業であります埋蔵文化財発掘調査事業や、国、県指定文化財の保存整備に補助金を交付する文化財保存事業、そして鞠智城整備事業、日本遺産による文化財群魅力発信支援事業等でございます。

文化費の不用額のうち主なものは、入札残と経費節減に伴う執行残でございます。

次に、美術館費のうち主なものは、展覧会事業費、細川コレクション永青文庫推進事業、県立美術館本館改修整備事業等でございます。

美術館費の不用額のうち主なものは、入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

最後に、教育施設災害復旧費でございますが、これは装飾古墳館の災害復旧事業でございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西川施設課長 施設課長の西川でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

歳入につきまして御説明いたします。

説明資料の21ページをお願いします。

使用料及び手数料でございますが、これは行政財産の目的外使用許可の収入でございます。

国庫支出金でございますが、予算現額と収入済み額との比較で1億99万2,000円の減額となっております。その主な内訳は、国庫負担金の県立学校災害復旧費負担金及び国庫補助金の特別支援学校施設整備補助につきまして、平成28年度への繰り越しのため、減額となっております。

22ページをお願いします。

財産収入でございますが、主なものとしたしましては、財産運用収入の財産貸付収入としたしまして、校長宿舍の家屋貸付料など及び財産売り払い収入の不動産売り払い収入でございます。

不動産売り払い収入につきましては、附属資料について御説明いたします。

繰越金でございますが、前年度明許繰越分でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について主なものを御説明します。

23ページをお願いします。

教育費でございますが、下段の高等学校費の全日制高等学校管理費は、県立学校施設の維持管理に要した経費でございます。

24ページをお願いします。

学校建設費でございますが、これは、翔陽高校ほか53校の県立高等学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由といたしましては、入札残に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、後ほど、特別支援学校費、災害復旧費とあわせてまして、附属資料において御説明いたします。

特別支援学校費でございますが、黒石原支

援学校ほか16校の特別支援学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、入札等に伴う執行残でございます。

災害復旧費の教育施設災害復旧費でございますが、県立学校の災害復旧に要した経費でございます。

不用額を生じた主な理由は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

2ページをお願いします。

まず、繰越事業調べでございます。

校舎新・増改築事業につきましては、翔陽高校ほか2校の事業を、また、県立高等学校施設整備事業につきましては、熊本高校ほか13校の事業を繰り越しております。3ページまで、その内訳を記載しております。

4ページをお願いします。

特別支援学校施設整備事業につきましては、松橋西支援学校ほか1校の事業を、次の県立学校施設災害復旧事業につきましては、大津高校ほか1校の事業を、最後に、特別支援学校施設整備事業の経済対策分につきましては、松橋東支援学校ほか1校の事業を繰り越しております。

繰り越し理由の主なものとしたしましては、授業等により工事施工時期の調整が必要となったため、昨年の台風15号による大規模災害復旧工事であり日数を要したため、適正な工期が確保できず、年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございます。

次に、県有財産処分一覧表でございます。

15ページをお願いします。

1番につきましては、公募により旧水俣高等学校校長宿舍の土地及び建物を法人に売却したものでございます。

2番、3番は、それぞれ道路用地として、宇土市及び山鹿市に売却したものでございます。

施設課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課長の牛田でございます。

まず、定期監査における指摘事項について御説明申し上げます。

「高等学校産業教育設備（コンピューター等）賃貸借契約に基づく賃貸借料の平成27年8月分の支払が遅れ、平成27年10月に遅延利息（800円）を支払っている。支払手続においては、組織的なチェックを徹底し、支払漏れの防止に努めること。」との指摘がありました。

高校教育課では、コンピューター等賃貸借料の支払いについて、支出書類の確認不足により、平成27年8月分の支払いがおくれ、14日間分の遅延利息800円の支払いが生じました。

このため、その後は、再発防止策として、複数担当者、各班長において、出納機関からの支出書類返却後の確認や支払い状況のチェックを毎月実施するとともに、全職員を対象とした会計研修を実施し、適正な経理事務に関する職員の認識徹底にも取り組んでおります。

今後、このような事態を生じさせないよう、適正な経理処理に努めてまいります。

次に、説明資料25ページから36ページの一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

まず、25ページから27ページまでの一般会計の歳入について御説明いたします。

25ページから26ページまでの使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

26ページ、最下段の諸収入でございますが、定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金

の収入未済額につきましては、同修学奨励資金の返還金でございます。これは、貸与生の中途退学に伴う貸付金の返還金でございます。99万7,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行うなど、未収金解消に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料において説明させていただきます。

次に、28ページから30ページまでの一般会計の歳出について御説明いたします。

28ページの教育総務費のうち事務局費につきましては、県立高等学校教育整備推進事業費等でございます。不用額は、経費節減等に伴う執行残でございます。

次の教育指導費は、高等学校英語指導助手費や県立学校の初任者研修、高校生キャリアサポート事業、県立学校いじめ防止対策事業等に要した経費でございます。不用額は、主に人件費等の執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど附属資料において説明させていただきます。

29ページになりますが、中学校費の教育振興費は、県立中学校入学者選抜に係る費用でございます。

高等学校費のうち教育振興費は、高等学校産業教育設備整備費や奨学のための給付金事業等に要した経費でございます。

不用額は、奨学のための給付金事業の給付対象者の見込み減に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど附属資料において説明させていただきます。

次に、30ページをお願いいたします。

2段目の諸支出金でございます。

県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、同特別会計の水産高等学校費への繰出金でござ

ございます。不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上が一般会計に関する説明でございます。

続きまして、31ページからは、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、31ページから32ページでございます。

使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、33ページをお願いいたします。

歳出でございますが、農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験・実習と運営に要した経費でございます。

不用額は、当初予定した修繕費等の減や経費節減に伴う執行残でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の生産的実験・実習と運営に要した経費でございます。

不用額は、実習船の中間検査等業務に係る入札残と経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、34ページからは、熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、34ページから35ページでございます。

34ページの財産収入、35ページの繰越金については、不納欠損額及び収入未済額はございません。

34ページ中ほどの諸収入につきましては、育英資金貸付金の返還金でございますが、償還元金、遅延利息等を合わせまして1億1,775万円の収入未済となっております。

この収入未済対策につきましては、法的措置としまして支払い督促申し立てを行うなど、未収金の回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど改めて

御説明させていただきます。

次に、36ページをお願いいたします。

歳出でございますが、育英資金等貸付金は、貸与者への貸与金や事務費でございますが、不用額を生じた理由は、退学や辞退等により貸与者が見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、附属資料について御説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。5ページの平成27年度繰越事業調べをお願いいたします。

産業教育課題研究事業費でございますが、これは地方創生加速化交付金を活用する事業で、具体的には、専門高校等において、優秀な課題研究を行った生徒たちに対しまして、研究費用の一部を支援するものでございます。

繰り越しの理由は、平成27年度末に国から交付されたため、平成28年度に繰り越して実施しているものでございます。

次に、高等学校産業教育設備費でございますが、これは、県立熊本農業高校の高等学校産業教育設備整備における搾乳室改修工事が入札不調により再入札になり、当初の予定よりもおくれたことにより、その後の搾乳機設置について年度内に完了することが困難になり、1,290万8,000円を繰り越したものでございます。

続きまして、6ページでございます。

平成27年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

高校教育課の収入未済につきまして、まず1の平成27年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3カ年の推移のとおりとなっております。

平成27年度においては、過年度分につきましては、電話、文書による督促を実施し、回

収を続けてまいりましたが、77万4,000円の未収金となりました。現年度分につきましては、定期的な督促等を続けておりますが、未収金が22万3,000円となっており、合計で99万7,000円となっております。

債務者の内訳は、3の平成27年度収入未済額の状況のとおりでございます。

4の未収金対策としましては、継続的に電話、文書、訪問による督促を行い、長期滞納者に対しましては、育英資金に準じて法的措置を行いました。今後も引き続き、督促等を通して未収金の解消に努めてまいります。

続いて、7ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済額でございます。

1の平成27年度歳入決算の状況の左側、款項目節をごらんいただきたいと思っております。

収入未済額の内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納になります。

年度後返納とは、退学等により資格がなくなった後に貸与された者に係る収入未済額でございます。

中ほどの収入未済額の欄がございますが、上から順に、元金が8,742万8,000円、延滞利息が2,983万8,000円、年度後返納分が48万4,000円、計で1億1,775万円となっております。

また、2の収入未済額の過去3カ年の推移について、平成27年度は、収入未済額が1億1,775万円となり、前年度に比べ1,509万3,000円増加しております。

収入未済者の内訳は、3の平成27年度収入未済額の状況のとおりでございます。

元金、延滞利息の滞納が309人、年度後返納6人と合わせますと合計で315人となり、所在不明の15人につきましては、関係市町村へ住所照会を行うなどして所在の確認に努めておるところでございます。

なお、その他の82名は、3カ月未満の未納者の人数で、未納が継続しますと法的措置をとることになります。

8ページをお願いいたします。

平成27年度の未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にもかかわる深刻な課題であることから、そこに記載してありますとおり、2の回収業務においては、早期催告の徹底により滞納の早期解消に努めたほか、電話、訪問等を通じて滞納者の状況確認や財産調査を行い、さらに、毎年10月から返納開始となる新規返納開始者への周知徹底を行うなど、未収金回収に努めております。

次に、法的措置の取り組みでは、電話による催告を続けても応じない、おおむね3カ月以上の長期滞納者に対しましては、法的措置を行うこととしており、平成27年度は、41件の支払い督促の申し立てを行い、15件の強制執行の申し立てを行ったところです。

奨学生の返還意識の醸成では、奨学生に対して自覚を促すため、奨学金は後輩の奨学金の財源となるため、必ず返還することを周知するとともに、中学校とも連携し、生徒自身が、奨学金を借りて高校で何を学び、卒業後どのように返還していくのかを具体的に考えさせるよう依頼をしているところでございます。

これらの取り組みの結果としまして、次のページに、平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移を表とグラフにしております。

この表を見ていただきますと、平成27年度の育英資金全体の収納率は89.3%となり、前年度の89.4%に近い収納率を維持しております。

また、そこには記載しておりませんが、現年度の元金収納率に限りますと、98.1%という高い数字を維持しております。

このように収納率は維持しておりますが、未収金額は、1億1,775万円と、前年の1億265万7,000円に対し、1,509万3,000円増加しております。

この要因としましては、平成27年度の調定額が10億9,880万5,000円と、前年の9億7,343万5,000円と比べまして約1億2,500万円増加し、これに伴い、収納率は維持しているにもかかわらず未収金額が増加したこと、また、過年度分の滞納につきましては、平成22年度から給与差し押さえ等に取り組んできましたが、その結果、勤務先不明者あるいは生活保護受給者等の回収の困難な未収者がほとんどとなり、未収金が固定化していること、さらに、4月に発生しました熊本地震の影響により、出納閉鎖期間中の納付が前年度に比べ減少したことなどが要因となっております。

今後とも引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、過年度滞納分につきましては、未収金の固定化を防ぐため、長期間未払いの者を対象に、不動産差し押さえ等の強制執行を実施するなどして、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂梨義務教育課長 義務教育課長の坂梨でございます。

まず、定期監査による指摘事項はございません。

次に、説明資料の37ページの一般会計の歳入について御説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものとしては、スクールカウンセラー等の配置に係る補助であるスクールカウンセラー等配置事業費補助や文部科学省からの委託事業である教育方法等改善研究委託金でございます。

次に、最下段の諸収入の雑入でございますが、収入未済額340万7,000円を計上しております。

これは、県が平成12年に任用したスクール

カウンセラー1名が、資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時に遡及して任用を取り消し、支払った報酬等の返還を求めているものです。これについては、後ほど附属資料において詳しく御説明いたします。

続きまして、資料38ページの一般会計の歳出に関して御説明させていただきます。

教育指導費の主なものとしては、全ての小学5年生が水俣市にて訪問学習する日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業や小学校の英語教育の充実を図る英語教育環境整備事業等に要した経費でございます。

不用額については、主に旅費や非常勤職員の人件費の執行残等でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

10ページをおあげください。

平成27年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

収入未済額につきましては、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

収入未済額は、1の平成27年度歳入決算の状況に記載のとおり、340万7,000円でございます。これについては、3の平成27年度収入未済額の状況のとおり、分割納付中となっております。

4の平成27年度未収金対策に経緯を記載しておりますが、本件は、平成16年12月に返還が確定しましたが、返還がなされず、その後、債務者が平成18年1月に刑事事件で逮捕され、懲役2年の実刑判決により平成20年3月まで服役していました。出所後は、無職、無収入であり、実母と同居し生活において支援を受けている状態が続いたため、少額の返還にとどまっておりました。平成23年度以降は、債務者が就職したため、年度ごとに分納誓約書及び納入計画の提出を求め、当該計画に沿った返還がっております。

平成27年度についても、分納誓約書及び納入計画に沿い、33万円の返還がなされました。

今年度も、納入計画に沿った返還がなされており、今後も引き続き、本人の就業状況等を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課長の藤田でございます。

再び説明資料のほうにお戻りください。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料の39ページから41ページの一般会計の歳入について御説明いたします。

国庫支出金及び諸収入のいずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、42ページをごらんください。

一般会計の歳出について御説明いたします。

まず、教育指導費でございますが、主なものとしては、特別支援教育充実事業やほほえみスクールライフ支援事業等に要した経費でございます。

不用額は、特別支援教育充実事業における経費節減における執行残でございます。

次に、特別支援学校費でございますが、特別支援学校分教室等の運営や施設の改修等に要した経費でございます。

不用額は、県立特別支援学校管理運営費の経費節減による執行残と特別支援教育環境整備事業における入札等に伴う執行残でございます。

特別支援教育課は以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課長の古澤でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、説明資料43ページをお願いいたします。

43ページの歳入について御説明いたします。

国庫支出金について、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。現年度分、過年度分、年度後返納分を合わせて4,561万が収入未済となっております。なお、不納欠損額は12万9,000円となっております。

この未収金対策につきましては、催告とあわせて分納納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、説明資料44ページの歳出について、主なものを御説明いたします。

教育指導費につきましては、課運営費及び各種人権教育研修事業費等に係る経費でございます。

次に、教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業等に係る経費でございます。

次に、社会教育総務費でございますが、これは人権教育関係補助事業等に係る経費でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

11ページの平成27年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

1の平成27年度歳入決算の状況は、備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。

収入未済額の過去3年間の推移は、下段の2のとおりでございます。収入未済額は、年々減少しております。

12ページをお願いいたします。

奨学資金の未納者は、奨学資金貸付金回収金分と年度後返納分を合わせますと190人であり、その内訳は、3の平成27年度収入未済額の状況のとおりでございます。

なお、その他につきましては、現在、奨学生本人の状況を確認し、今後、分割納付等につなげていくものなどがございます。

4の平成27年度の未収金対策につきましては、関係市町村担当者に対して、返還事務説明会を実施するとともに、未納者に対して、年間を通じて電話や文書による催告、分納指導等を行っております。

また、未収金特別対策として、未収金のある市町村の担当者と共同で、未納者に対する個別訪問を実施し、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導を行っているところであります。県外在住者につきましても、個別訪問による直接交渉を行っております。

取り組みの成果としましては、収入未済額は4,561万円となり、前年度末の5,149万4,000円から588万4,000円の減となっております。未納者数も、1人の重複を除き190人となり、前年度よりも30人減少しております。

13ページの平成27年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金について、精神障害によるものが2名、12万9,000円を返済債務者の免除に関する条例第2条第1号の規定により、不納欠損処分を行ったものでございます。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課長の平田でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入について御説明いたします。

説明資料に戻っていただきまして、45ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金でございますが、主なものといたしましては、熊本武道館管理運営費の熊本市分担金でございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、主なものといたしましては、体育施設に係る使用料収入でございます。平成23年度から利用料金制をとっておりますので、収入として上がっておりますのは、行政財産の目的外使用許可に係る使用料でございます。

次に、46ページから47ページの国庫支出金でございますが、主なものといたしましては、文部科学省の委託事業に係る歳入でございます。

次に、同じく47ページの諸収入でございますが、主なものといたしましては、最下段の雑入に記載しております日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金及び掛金でございます。日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金の支払いが見込みより少なかったことから、予算現額に対して収入済み額が少なくなったものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。なお、不納欠損及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

48ページをお願いいたします。

まず、保健体育総務費でございますが、主なものといたしましては、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断などに係る経費でございます。

不用額につきましては、日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残などでございます。これは、さきに述べましたとおり、災害共済給付金の支払いが見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、体育振興費でございますが、主なものといたしましては、オリンピック選手育成

事業や国民体育大会などに係る経費でございます。

不用額につきましては、国民体育大会において、選手の派遣に伴う旅費や宿泊費等が予定よりも少なかったことなどによるものでございます。

次に、体育施設費でございますが、主なものといたしましては、県民総合運動公園や県立総合体育館、熊本武道館などの県営体育施設の管理運営費、施設整備費などに係る経費でございます。

不用額につきましては、県営体育施設整備事業に係る入札に伴う執行残などでございます。

次に、教育施設災害復旧費でございますが、これは平成27年8月の台風15号により被災した県営体育施設の災害復旧費でございます。

不用額につきましては、入札に伴う執行残などでございます。

体育保健課分は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○池田和貴委員長 以上で教育委員会の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 3課長にちょっと。最初は、災害対応に積極的に取り組んでおられる西川課長。

21ページと24ページ。

まず、21ページに、県立学校災害復旧費負担金、繰り越しに伴う減というのが8,800万なつとるですな。24ページ、一番下の教育施設災害復旧費、これは入札に伴う執行残として1億3,000万余残つとるわけですが、これは28年度の災害復旧に利用さるつとですか。

○西川施設課長 災害復旧費は、それぞれ国の査定、それから財務局の査定を受けて、1事業ごとに申請ごとに必要な事業費が認められておりますので、ほかのものに使うということになれば、目的外使用になります。認められておりません。

○小杉直委員 なら、繰り越した分はどういうふう処理さるつと。

○西川施設課長 繰り越した場合は、現年度分の精算と翌年度分の精算ということに分かれてきまして、当該年度に支出した分を1年目、2年目に事業が終わるのであれば、2年目の精算で災害復旧に要した事業の1年度で支払った分の残額というのが対象になります。

○小杉直委員 おたくが災害復旧に積極的に取り組んでおるけん、この繰越分あたりばしっかり使いよんなつとだろろうかと思つて。

次に、この附属資料の2ページ。

西川課長、おさらいになるかもしれんばつてんですね、熊本工業高校が500万かな、先行して実施した基本構想の策定に不測の日数を要したためということ、繰り越しになつとるですが、これは27年には基本構想はしなかつたかな。

○西川施設課長 施設課でございます。

まず、基本構想は26年度に予算を上げておりまして、27年度に繰り越して、27年度に基本構想の策定が終了しております。

○小杉直委員 はい、わかりました。26年が何ておっしゃつたかな。

○西川施設課長 26に予算立てしまして、それが終わらなかつたものですから、27年度に繰り越しになりまして、27年度に基本構想の

策定が終わっております。

○小杉直委員 28年度への繰越額というふうになっとつとは、どがんことかな。

○西川施設課長 2ページの繰越調書でございますので——済みません、この熊本工業の分は、ボーリング調査の分でございます。済みません、勘違いしておりました。基本構想ではなくて、基本構想に引き続き行ったボーリングの地質調査の分でございます。基本構想の策定を受けて、ボーリング調査を行ったものでして、前年度中に終了しなかったものですから、繰り越しが発生しております。済みません、間違えました。

○小杉直委員 なら、この500万というとは、ボーリング調査ということですか。

○西川施設課長 そうです。ボーリング調査の分です。

○小杉直委員 ちょっとくどかごたるばってん、先行して実施した基本構想の策定に云々てなっとるけん、この中がボーリング調査ということになるわけ。

○西川施設課長 済みません、ちょっと勘違いしまして。

基本構想の策定がずれ込んだものですから、基本構想を受けてボーリング調査をやる必要がありますので、基本構想がずれ込んで、ボーリング調査が押し出される形で繰り越しが発生したということでございます。済みません。

○小杉直委員 わかりました。

○池田和貴委員長 小杉委員、ちょっとお待ちください。

西川課長、もしそうであるとすると、やっぱりこの繰り越し理由は、ちょっと実態がわかりづらい表現になっているかなというふうに思いますので、少しここは考えたほうがいいかもしれぬですね。今、小杉委員とのお話を聞いたら、そういうふうに感じました。小杉委員、どうも済みません。

○小杉直委員 後でまた打ち合わせしましょうか。

次に、45ページ、体育保健課長。

武道館の復活にも頑張ってくださいありがとうございます。この熊本市負担の1,140万余ですたいな。これは、全体の運営費の何%、熊本市が大体何%ぐらいを。

○平田体育保健課長 熊本市は3分の1でございます。

○小杉直委員 ごめん、あと3分の2はどういう割合だったかな。

○平田体育保健課長 県が3分の2、熊本市が3分の1というところでございます。

○小杉直委員 最後に、高校教育課長。

28ページ、モンタナに学生を派遣して2,000万ぐらいたしか消化してあったと思うんですが、これ学校はどこをやったですか。

○牛田高校教育課長 具体的に学校個別のリストは手元にはございませんけれども、県立高校、それから私立高校も含めて、希望があった生徒の中から選考しまして派遣をしているところでございます。

○小杉直委員 ならば、一度に各校集めて行ったというよりも分かれて派遣しとるわけ。

○牛田高校教育課長 派遣は、30人一括で派

遣をしております。ただ、各学校に募集をかけまして、その中から選ばれた30名を引率して行っております。

○小杉直委員 そうすると、いつごろからして、例年、これは続ける予定ですか。

○牛田高校教育課長 これは、実施がもう既に3年になっておりますけれども、今のところ、これは県のチャレンジ基金のほうも使わせていただきながら、民間の企業さん等の後押しもいただいてやっておりますので、引き続き実施したいと思っております。

ただ、今年度から、去年のモンタナの英語30人の枠を、一部新たに専門高校の生徒の海外インターンシップという事業と組み合わせて行っていますので、少し中身ですとか人数につきましては、工夫をしながら行っているところでございます。

○小杉直委員 大分遠いところですが、結構そうやって行けば有益性があるんでしょうね。

○牛田高校教育課長 事前事後に英語力の測定等行っております。これでは、帰った後の英語力等の向上が見られますとともに、今度は、それに昨年行った生徒が、新たにモンタナの大学への進学を目指して、現地の高校に進学、途中から転校するという制度の利用をする生徒が出ておりますので、少しずつ成果は上がっているというふうに思っているところでございます。

○小杉直委員 わかりました。ありがとうございました。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんでしょうか。

○城下広作委員 教育長の概要説明のところの内容ですけれども、支援学校、大変県は頑張っていたいただいて、いろんな形でいろんな工夫をしてふやしていただいていると。

それで、一番対象者が多いですけれども、熊本市なんですけれども、本来、熊本市に充実するほうが現実が一番即していると思うんですけれども、熊本市の新設も今後あるんですよ。ところが、この数がちょっと私は少ないなど。熊本市がもっと自力でふやそうというような話というのはやっているのだろうか。それとも、本来これは県の部分だから、熊本市はそんなにしませんというような形なのか。この協議のちょっと内容をどうなのか教えてください。

○池田和貴委員長 それでは、まず最初に、藤田特別支援教育課長。

○藤田特別支援教育課長 藤田でございます。

熊本市との関係につきましては、ここに教育長のほうから御説明もありましたとおりに、協議を行っているところでございますけれども、熊本市は、平成29年度に、高等部の平成さくら支援学校を開校する予定でございます。その学級数につきましては、1学年3学級、高等部ですから3学年の9学級ということを開設する予定としております。

その9学級の根拠みたいなものでございますけれども、当時の熊本市の検討会の中では、熊本市にいる子供の6割、特別支援学校対象の6割は熊本市で学べるようなそういった算定をされて、それを根拠として3学級というふうな設定をされたというふうに認識しております。

そのほかにつきましては、今のところ、東部、今やっております支援学校等々で賄っていく予定でございます。

もう1点追加させていただければ、熊本市は、一応3学級で開校いたしますけれども、今後の見通しということで、さらに4学級までふやすことは視野に入れているというふうに聞いております。

以上でございます。

○城下広作委員 これはもうせっかく——確かに、それは6割とあるんですけども、現実はずっとふえる傾向にありながら、それに熊本市に集中して結構多いんですよ。そうすると、新規で学校を建てるだけけれども、後からふやすなんていうのは、なかなかコストもかかって難しいから、それを想定してくると、まだクラスはふやしていいんじゃないかなというふうに思うんですね。これは平成でつくるんですけども。これはちょっと熊本市が、どちらかという私には消極的にちょっと見えるというか、これはしっかり県のほうも、市のほうにもお願いするという形でどんどん言っているんじゃないかと。

ほかの政令市、特に神奈川なんか、ぐんぐん積極的にやっているというイメージ、実績もあるものだから、この辺は、熊本市にはしっかりとある意味では協力してもらおうといいますか、多い部分だけ自前である意味ではバックアップするという考えを、県の話の中でもやっぱり私は強く言っているのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、支援学校の必要性は、本当にふえるといいますか、大変望まれている声が県下でも多いですので、ぜひ頑張ってください。

○池田和貴委員長 済みません、ちょっと今関連してよろしゅうございますか。

今、城下委員のほうからもお話がございましたが、その熊本市で約6割を手当てしようということでしたということなんですけれども、これは、6割4割というのは、県と政

令市との関係でいくと、大体こんな感じでやるんですかね。その根拠を、済みません、教えてください。

○藤田特別支援教育課長 6割と申しましたのは、県立も含めて6割ということでございますので、政令市と県の割合ということではございません。県立の熊本支援学校、それから県立ではございませんが、国立の附属の特別支援学校がございますので、そのあたりも含めて、今度できる平成さくらですね、それを含めて6割の子供が市内で学べるようにという一応のスタンスで……。

○池田和貴委員長 ということなんですね。はい、わかりました。

○岩中伸司委員 関連でいいですか。

最初、教育長から御説明をいただきまして、特別支援の高等部のこれが非常に在籍者数が増加をしているということで、どこの支援学校も不足ぎみだというふうなことが現状なんですけど、私の住んでいる荒尾もそうなんですね。ですから、これはもともとどこが原因なのか、要因なのか。ここら辺の調査研究はどうされていますか。

○藤田特別支援教育課長 特別支援学校の在籍数がふえている背景みたいなことだと思うんですけども、これにつきましては、国立の特別支援教育の総合研究所というのがございまして、そちらのほうで見解を示されているんですけども、1つは、やっぱり保護者の特別支援教育に対するニーズがとても高まっているということが1つ挙げられるかなと思っています。

それともう一つは、特別支援学級に在籍している子供たち、小学校、中学校のほうでございまして、そこに在籍している子供たちがふえてきているというのがございま

す。

それともう一つは、やっぱり特別支援学校といえますか、特別支援教育そのものへの理解、保護者の理解、そういったものも進んできているのじゃないかと。

その3点を総合研究所は挙げているところでございます。

○岩中伸司委員 高等部の場合は、自立通学というか、これができるというのが前提になっていると思うんですけども、今、御説明いただいて、保護者の認識がやっぱり変わってきているということについては、私はやっぱりその保護者の認識を評価せないかぬなというふうな思いでいます。

本当なら、普通というか、支援学校じゃないところへやりたいという思いが、一般的には以前は多かったんですけども、最近はそれが変わってきているというのは、社会の我々含めた認識がだんだん変わってきているのかなというふうな思いですけども、その小中学校は増加しているということで今伺ったんですが、そういう認識でいいんですかね。

○藤田特別支援教育課長 小中学部も微増というぐらいの感じなんですけど、ただ高等学校については、その増加が著しいというふうな状況でございます。

○岩中伸司委員 そういった意味では、高等部へ入学する人たちというのは、義務制の小中学校を、支援じゃなくて通常の卒業生が、新たにこの支援学校を希望して高等部へ入ってくるというケースが多くなっているという理解でいいですか。

○藤田特別支援教育課長 小学校、中学校、これには特別支援学級がございます。だけど、高等学校には特別支援学級はございませんので、中学校で特別支援学級にいた人、こ

の人たちが高校生になるときに特別支援学校の高等部に来ると。そういう意味で、高等部の増加が著しいということになります。

○岩中伸司委員 それは、以前からそういうふうなケースで私は認識してたんですよ。中学校でやっぱり支援クラスにいる子供たちは、やっぱり高等部に行って進学をしていくという道だったと思うんですが、特別変わったことはないわけでしょう。

○藤田特別支援教育課長 教育の構造といえますか、はもう変わりませんので、同じでございます。ただ、特別支援学級の——先ほど申しましたけれども、在籍がふえておりますので、その分、特別支援学校に来る子供たち、高等部になってふえているという状況でございます。

○城下広作委員 いずれにしろ、支援学校のことに関しては頑張っていただきたい。まあ問題はいっぱいまだあるんだけど、それはずっと言ったら切りがないですから。

38ページの例の日本一の環境教育。

水俣病、我が県はとにかく5年生が必ず出向くということで、大変すばらしいことだと私は思います。その現場も見たこともあります。

それで、これをやっていることで、よその県よりも熊本県の小学生は、とにかく環境に対して、もう本当に、ある意味では意識が高いというような形で成果という形で出ているんだらうか。その成果というものを何か評価できるものとして何かあるんだらうか。ただずっとやるのが大事だということと、成果として何か出していくとか、現に表彰されているとか、そういうのは何かあるんですか。これをずっとやっていることで。

○坂梨義務教育課長 義務教育課でございま

す。

今、委員からの御質問の中で、全ての小学5年生が体験活動を通して環境教育を学ぶということで、それぞれの学校におきましても、環境教育に関します環境ISOのコンクール等の取り組みも全て100%という形で、現場のほうでも、節電ですとか節水、そしてまた紙の節約——私は、阿蘇におりますときには、冬場の灯油関係を、生徒会の子供たちが、これは税金で貴重なお金で購入していただいていると、そういうことを訴えながら、自分たちの身の回りの環境、そして資源のことも考えていく、そういった力がついてきていると思っております。

以上です。

○城下広作委員 せっかくこういう全国にはない、ある意味では公害の原点として発祥した熊本だから、あえてここで学ぼうということで、崇高な、ある意味では理念でスタートしたわけですから、その形が出るような形でぜひ結果を出し、全国も、そういうことで逆に学んですごいなど、現実には生徒もそういう意識が高くなっているなどというように、ぜひ発展していただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

あと1点だけ。

全くマニアックな話でございますが、この別紙の14ページの方で、球磨商業高校の土地が186平米で金額が1,000万だけど、ちょっと坪単価にすると、約18万とか19万で高いんですね、普通の分よりも。これは、土地でこういう地域でこのくらいというのは、何か理由があるのかなと思うんですけれども。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

済みません、この中には、土地の建物を解体して売却したものですから、その解体費とかも含めて町のほうで負担していただきまし

たので、坪単価としては土地の単価はそんなに決して高くございませんけれども、その解体費が入っているということで御理解いただければと思います。

○城下広作委員 わかりました、理由が。

下の宇土高なんていうのは、金額がこれは大体6万円ぐらいですが、こっちは坪が18万だから、えらい土地で値段が違うなど。解体費が入っているということで、この解体費の説明がなかったものだから。（「済みません」と呼ぶ者あり）了解でございます。わかりました。

○早田順一委員 3点ほどお尋ねをします。

附属資料の10ページで、義務教育課なんですけれども、スクールカウンセラーの報酬等返還金とありますけれども、平成16年12月に返還が確定したとありますが、決算特別委員会でひょっとしたら以前指摘があっているのかどうかちょっとわかりませんが、これというのは、給料で、例えば年俸で払われたからこういう状況が起こったのかをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○坂梨義務教育課長 この件に関しましての任用期間は、平成12年の4月から平成13年の6月末までということで、その間の報酬等、旅費も含みますけれども、その内容となっております。

○早田順一委員 毎月給料なのか、それとも年俸でもらわれたからこういうことが起こったのかどうかという。

○坂梨義務教育課長 給与として支払っております。基本的には、時間で報酬として支払っておりますので、その任用の度合いに応じて月々で支払ってきて、そして1年と翌年の6月末までの分の総額で今返還を求め、現在

に至っているところでございます。

○池田和貴委員長 坂梨さん、こういう場合は、一般的にこういうときには——今、多分早田委員のお尋ねは、年俸分でばんと渡すんですか、それとも毎月給与として金額として渡すんですかという質問ですね。その辺はちょっと答えてもらっていいですか。

○坂梨義務教育課長 毎月支払っているという……。

○早田順一委員 よくわからないんですけども、その毎月払いによって何で返還が出てきたのかがちょっと理由がわからないんです。

○坂梨義務教育課長 なぜ3年半たって返還が生じたかという御質問だというふうに理解しております。

当初、臨床心理士の資格を持って、そして、そういったカウンセラーとしての経験を持っているということで本課のほうに来られたということで、当時、非常に臨床心理士を持っておられるカウンセラーも少ない状況の中で、県臨床心理士会のほうに口頭での確認というところで行いまして、その中で、十分適切じゃないというふうな判断をいただいた中で、この方の任用に至っております。そして、後で、この方が臨床心理士の資格がないということを県臨床心理士会のほうからも情報が後日ありまして、その中で、本人の退職願等も提出されたものを受理していると。

ただし、スクールカウンセラーの任用におきましては、臨床心理士の資格、それとそれに準ずるということで4年制大学を卒業され、カウンセラー等の経験を有する者とか、そういった状況には該当していたということで、その後返還までは考えてなかったということですが、学歴のところがさらに詐

称があったというところまで事実が出てまいりまして、3年半経過した時点で、その事実をもとに全額返還を求めたというふうな経緯になっております。

○早田順一委員 この方というのは、学生のときの何か奨学金かなんかを借りられてした分が残ったということですか。そのスクールカウンセラーで働いているとき……。

○坂梨義務教育課長 スクールカウンセラーとしての立場で、またはそういった形で任用していたということです。

○早田順一委員 この件はわかりました。

それと、説明資料の28ページの高校教育課なんですけど、不用額を生じた理由で、初任者研修、それからスーパーサイエンスハイスクール推進事業等の人件費等の執行残ということで、昨年、教育警察常任委員会のときに、済々曩でしたかね、行かせていただいて、非常によかったなというふうな思いでございました。

スーパーサイエンスハイスクールの人件費が不用ということで、ここ、どういった理由で不用になったのかをお尋ねします。

○牛田高校教育課長 スーパーサイエンススクールにつきましては、国から、JST経由で委託を受けてやっておりますけれども、その一部の学校に配分されました予算を非常勤講師等の任用に充てることができるようになっております。その分を、非常勤講師の任用ですので、県で任用ということで、当初の見込みで予算化しておりますけれども、授業数の実際の最終的な結果等によって、当初足りなくならないように予算は学校から求めがってますので、それで組んでおりますので、最後の実績で減ったということでございます。

○早田順一委員 はい、わかりました。

それと、その同じページの就農教育連携支援事業であります、こちらの主要な政策の成果の149ページに載っておりますけれども、農業関係の高校、それから行政機関、JA等と連携、協働して取り組みを行ったということで、その成果や課題について検証、改善を行ったと書いてありますけれども、実際に就農にどれぐらい結果としてつながったのかをお尋ねいたします。

○牛田高校教育課長 この事業につきましては、農業の魅力化ということで、さまざまな機関、団体等にも御協力いただいて、子供たちの研修等の機会を与えているところでございます。

その結果、急にその就農がふえたというような結果が今すぐ出てきているということではないというふうに私たちも認識しているところでございます。ただ、これまでにない多くの農業に触れる機会、新たな農業について学ぶ機会等が出ておりますので、直接、高校卒業から就農しなくても、その後、就農を目指して、大学ですとか県立農業大学校に行く生徒もおりますので、先々は何らかの成果が出てくるものというふうに思っているところでございます。

○早田順一委員 実際的な数字として、大体どれぐらい高校を卒業されて就農されているのかというのはわかるんですか。

○牛田高校教育課長 ちょっと確認いたします。済みません。

いわゆる就農ということで言いますと、平成27年3月卒業者が3.3%でございまして、その前の年が2.9%という状況でございます。今のは農業学科の卒業生に占める割合ということでございます。

今の数字は、全国で言いますと2位ということで、数としましては、全国が2.1%ということでございますので、高い状況でございますけれども、県としましては、今は3.3%でございます。

○早田順一委員 数字的なのは、後で教えていただきたいと思っておりますけれども、今の説明だと、3.3%というのは非常に高いんだという意味だと思っておりますけれども、私としてはえらい少ないなという気がいたしますが、その辺の認識というのは、課長としては、実際本当にやっぱり高いと思われているんですか。

○牛田高校教育課長 その3.3%、数字だけを捉えますと、私としましても、もう少し高いものを目指す必要があるというふうに考えているところでございます。

先ほど少し触れましたが、直接就農しなくても、その先、就農を目的としまして、大学等に進学する生徒の割合、就農志向率が6.4%合わせてございます。それと合わせると10%程度ということになりますけれども、まだ高いものを目指す必要があるというふうには認識しているところでございます。

○早田順一委員 いろいろ言ってもあれですから、しっかり取り組んでいていただいて、就農につながるように頑張っていただきたいと思っております。

○岩中伸司委員 同じように高校教育課、申しわけありません。

28ページの高校生キャリアサポート事業ですね。これはやっぱり就職率を高めるということで配置をされているようですけれども、20人配置して33校というふうな資料に書いてあるんですけれども、これはずっと見れば、パーセントも、非常にわずかですけれども、

0.2%前年度よりも上がったとか、そういうことで書かれてますが、これは、この20人の方というのはどういう、そういうそこにたけた人だろうと思いますが、どんなところの人たちが、この20人で活動されているのか。

○牛田高校教育課長 キャリアサポーターとして任用している方は、それぞれ民間企業等で勤務の経験がある方等を任用しているところでございます。そういった方々に企業等に訪問していただいて、職場の開拓ですとか、得た情報を、高校生あるいは保護者等に伝えていただくというふうな形で御勤務いただいているところでございます。

○岩中伸司委員 高校生は、どちらかといえは、今は就職をするというのが非常に少なくなっていると思うんですが、全体で、県下で何人ぐらい、この就職希望者はいるんですか。

○牛田高校教育課長 就職の状況でございませぬけれども、本県の場合は、就職の希望者が、昨年度で言いますと、おおむね、月ごとによって少し変動しておりますけれども、3,000人をちょっと超える程度で就職希望者の数が推移をしているところでございます。

○岩中伸司委員 わかりました。それだけの人たちの——やっぱりこれまでは、こういう制度がなかったときには、学校の先生たちが大変苦勞したり、就職担当の方がいらっしやったりして大変だったと思うんですが、今は、この20人で33校というのは、まだまだ不足をしているという認識でしょうか。そういうところはありますでしょうか。

○牛田高校教育課長 十分かと言われれば、兼務のところもございませぬので、常にそれぞれの学校に専任で入ってきているわけではご

ざいませぬので、その辺の課題はあるかというふうに思っております。ただ、現在、求人等の状況は上向きでございますので、そういう意味では、今配置している方の範囲で精いっぱいやっていただいているというふうには認識しております。

○岩中伸司委員 それでももう頑張ってもらって、99%ずっと超えているというふうなことです。100%にあと少しで、ぜひ、本当に若者が仕事につくというのは一番大事な初歩ですので、頑張ってくださいと思います。

○西岡勝成委員 先ほど岩中先生からも話がありました支援学校についてですけれども、我々の小学校のころを思い起こしますと、55人の学級で、2～3人少し学力が落ちるかなという子供もいたんですけれども、みんな仲よくそれぞれにやってきた記憶があります。

本当、最近、特に支援学校、支援学級、その教育効果というのも十分私たちもわかるんですが、その支援学級にか支援高校に入れるという判断は、親がされるんですか。先生がされるんですか。医師がされるんですか。

○藤田特別支援教育課長 特別支援学級、それから特別支援学校への就学のことだと思うんですけれども、その判断は、基本的には、義務制であれば、小学校、中学校、小学部、中学部ですね。これであるならば、市町村教育委員会が最終的に判断をするんですけれども、ただ、それは何かの基準に照らして、あなたはこっち、あなたはこっちみたいな画一的なものではなくて、そこには当然保護者の判断といいますか、希望というか、それにできるだけ寄り添うような形でということで、市町村教育委員会が最終的には判断をしている、そういう状況でございませぬ。

○西岡勝成委員 私、思うんですけども、支援学級というのが、親の判断も——いろいろな能力を持った方が、例えば数学ができぬでも、絵が上手だったり、音楽が上手だったり、そういう方々を余りこの支援学級という中に入れ込んでしまうと、かえって、何かほかのバランスを超えた教育ができないんじゃないかと、私心配——親も先生方もおくれたいろいろな才能を持った方を別にしたほうが指導はしやすいと思うんだけど、そういう方々を余りにも安易に一つにまとめてしまうというのは、かえって将来伸びるであろう能力とかそういうものを引き出せなくなる可能性があると思うんですね。

いろいろ哲学者とか、いろいろ音楽の才能のある人というのは、そういうほとんどが支援学級に入るような人たちだと私は聞いたことがあるんですが。そういう能力を、逆に支援学級の体制とかそういうものを余りにも安易につくることによって、消してしまいはせぬかなと心配があるもので。その辺のことはちょっとやっぱり我々も用心しながら考えていかないと、余りにも子供たちを一方向的に保護者とか学校側の判断で——また、子供たちも一緒に生きることによっていろいろな弱者の立場もわかってくることもあるので、その辺は、できるだけやっぱり私としては、昔の人間かもしれぬですけども、お互いにかばい合いながら助け合いながら教育できる環境というのも私は必要だと思います。

○池田和貴委員長 要望でよかですね。

○西岡勝成委員 はい、要望です。

もう1つ、施設課のほうですけども、高校再編整備を進めておまして、前期、中期、後期という形でやっておりますが、既に統廃合になった高校の——施設課がこれは担当しているわけですか。

○西川施設課長 再編整備跡地の方針活用後の処分ということであれば、施設課になりますが、再編整備の方向性とか跡地の活用の検討ということになれば、高校教育課のほうが所管になります。

○西岡勝成委員 管理は施設課がやっているわけ。

○西川施設課長 建物、敷地も含めて、まず、既存校の維持管理は当然施設課がやっておりますし、再編整備跡地で学校が閉校した部分の管理も施設課のほうで担当しております。

○西岡勝成委員 既にもう統廃合した高校は幾つあって、どのくらいのそれに対する管理費はかかるんですか。

○西川施設課長 今、再編整備跡地で学校が閉校になっておりますのは5校ございます。旧天草西、旧蘇陽、旧水俣、旧天草東、旧松島商業という5校でございます。その管理については、必要最低限という形で、通常の学校と違って、もう既に閉校しておりますので、何か発生したときの対応ということになります。

○西岡勝成委員 耐震構造がなかったりしている校舎がありますね。そういうところは、将来何かに使うとしても、もう多分活用できないということになれば、それは結局、施設課のほうで教育委員会のほうで壊していくという形ですか。

○手島政策監 高校再編に伴います跡地の利活用につきましては、私どもと施設課のほうと連携しながら進めております。また、委員、御質問のありましたとおり、その後の活用の仕方としましては、地域振興の視点も含

めて、知事部局と一緒にした検討委員会を立ち上げて、今後どうするのかというのを検討させていただいておるところでございますが、建物につきましては、基本的に行政財産等の処分としましては、建物つきで一応処分、民間等に売却する場合は進めていくような状況にあるところでございます。

○西岡勝成委員 耐震構造がないところはどうする。

○手島政策監 耐震工事につきましては、現在、高校生が授業として使っている状況にあつては、耐震工事等を進めているところでございますが、現在もう利用がないということで、工事等は行わないこととなっております。

○西岡勝成委員 将来、要するにもう閉校になって使い道がないという場合は、それをいつから解体をしていくんですか。

○手島政策監 県としましては、処分する場合は建物つきで売却する方向で考えておりますので、県として解体する予定はございません。ただし、旧水俣高校の跡地につきましては、現在、一部を高校生が体育部活動等使っておる関係や水俣市さんのほうが環境アカデミーで使っている関係もありますし、裏山が非常に危険な状況もあるということで、こちらについては解体する予定となっているところでございます。

○西岡勝成委員 ちょっとわからぬとですけども、耐震構造がないものを売却するわけ。仮に買う人がおつたら、耐震構造がなくてもできる、何かほかに牛小屋にするとか、何かあるんでしょうけれども。

○手島政策監 基本的には、建物つきで――

もちろん耐震構造はございませんが、それも含めて希望者に売却するというような形……。

○西岡勝成委員 なかなか校舎というのは特殊なものですから、そう簡単に売却といつてもなかなか難しい。いずれ県が負担して解体をしなくてはいかぬ時期が来ると思うんですね。

だから、その辺のことを含めて、できれば――本当に私は、この学校というのは地域のやっぱり核になつとつたわけですから、ちょっと見ると、まだ活用策について弱い。これはもう全庁を挙げて、地域も巻き込んでやらないと、一回もう建物は使わないともう1～2年でだめになるんですよ。これはもう内装から何から。

だから、そういう意味でも、ぜひやっぱり核となつて、地域創生も含めて、ほかの部局とあわせて、そして市町村とあわせて、この利活用については、私はもうちょっと積極的にやっついていかないと、ずっとそのまま残ってしまうと思いますので。

○手島政策監 実は、天草地域につきましても、来春、閉校となつて使わなくなる校地が出てくる予定でございます。そういうものにつきましても、地元の方々、いろいろ御提案もいただいたり、御心配もいただいているところでございますので、あさつて、天草広域本部のほうと打ち合わせをする予定になっております。

今後、どういった進め方をするのかについては、広域本部と連携しながら、また、知事部局とも連携しながら、有効活用について議論をしてみたいと思っております。

○西岡勝成委員 最後になりますけれども、要するに、郡部に統廃合の高校が多くあるわけで、そこは、地域創生の、ある意味では核

に使ってもいいような場所ですから、ぜひ、その辺は、もうここで教育が終わったというんじゃないくて、次のステップにどう向かうかということを中心に積極的に考えていただきたいと思います。

○山口裕副委員長 関連してお尋ねしますが、天草東高校の土地を県民発電所の土地として利活用するというのは、この前、商工部の分野でお尋ねしたら、進んでいないということでもありますので、このあたりをもう一度、そこも整理して、さまざまな形で地域と、地域説明もやっていて何もやらないというのは、現状としてはよくないと思いますので、早急に整理をしていただきたいなというふうに思います。要望します。

あと1点、質問いいですか。

44ページの人権同和教育課にお尋ねしますが、ほかの課には記載がない課の運営費等がかなり金額としてもあるんですけども、これはどういったことをなさっているんですか。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

御指摘の課の運営費でございますけれども、本課、事業を数多く行っておりますので、それに伴う事業費、あるいは本課の職員の出張の旅費、そういうものに充てているものでございます。

○山口裕副委員長 なかなかこの表現は初めて見たので、大体、事業費で皆さん書いておられて、表記が大分異質だったので、ちょっとお尋ねしたんですけども、何か整理の仕方を、もうちょっと一貫してとかそろえてやっていただければと思います。

もう1点お願いします。

主要な施策の成果のほうなんですけれども、163ページに、児童・生徒のための運動

部活動及びスポーツ活動の基本方針というのが、県教委のほうでは、社会体育の移行に向けた動きをされておるわけですが、この実績の中で、検討委員会の設置や準備会議の開催など、全部足しても33市町村にしかないんですよ。移行期間も迫る中で、今後どのように取り組むのか、考えをお聞かせください。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

現在の状況を少し申し上げたいと思います。

現在、12市町村の21校35部のほうで社会体育に移行をしているところでございます。

また、今、お尋ねがございました検討委員会の設置状況につきましては、この状況から進んでおりまして、現在のところ、設置済みの市町村が30市町村、それから、今年度設置予定が11市町村、検討委員会自体は設置しないで移行をしていくという方針が3市町村というところでございまして、取り組みの状況に差はあるものの、全ての市町村で移行に向けて取り組んでいただいているところでございます。

また、各市町村とも、移行の母体を総合型スポーツクラブを母体にするとか、あるいはスポーツ少年団を母体にするとか、移行先の方針を立てておられまして、取り組んでいただいているところでございます。

○山口裕副委員長 この取り組みもやるんでしょうから、着実に進めてもらいたいというのはあるんですが、競技団体とのやっぱり折衝とか、どう子供たちの成長をつくり上げていくか、競技を通してつくり上げていくかをもう一度整理しないと、過度な試合の数であったりとか、やっぱりそういったことも整理はできてないと思うので、この決算の場をかりて、もう一度、競技団体等々とも、この

社会体育に移行するに向けて、協議を重ねていただいて、理解もしていただいて、そのことが指導者の確保とかさまざまなことにつながると思うので、もう一回ちゃんと丁寧に事務をしていただくようによろしく願います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○橋口海平委員 48ページの防災教育推進事業、主要な施策で言うと152ページなんですけど、この防災教育のモデル校が7つの小中学校になって、その緊急地震速報受信システムとか、そういうシステムを活用した避難訓練、4番のところに「特別支援学校に周知し」ということがあるんですが、特別支援学校は、やっぱりこのモデル校について参加して、要支援者、要介助者の避難もぜひしないといけないと思うんですが、そういうところに関してのモデル校とかにはしていくことはあるんですか。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

27年度は、長洲町を対象として実施しましたけれども、26年度は、宇城地域を対象として実施いたしまして、その中では、モデル地域の中の取り組みとしまして、特別支援学校も連携して、近くの学校の生徒が特別支援学校のほうにも行きまして、避難訓練を一緒にやるとか、そういうこともやったところでございます。

その成果も、報告書としまして、全県下、特別支援学校も含めた全県下に情報提供をやったところでございます。

今後、特別支援学校も含めて取り組みをやっていきたいと思います。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○岩田智子委員 決算委員会、初めて参加をして、ほかの課もいろいろ未収金についていろいろ説明があつて、回収とかもいろいろこれまでもたくさんあつたんですけども、教育委員会に係りましては、やっぱり奨学金とか子供の教育のための借りたお金ですよね。

何かちょっとほかのところと意味合いが違うような気がして、借りるときに、やっぱり未成年だから親が借りるような形になると思うんですが、子供たちにも、このお金がやっぱり借金になるというか、後で返さなければいけないという周知をされているという説明もありましたけれども、本当に丁寧にされて、もう本当に教育にこんなにやっぱり借りなければいけないぐらい子供たち困っているのかなというのが、とてもちょっと悲しい気持ちになったので、要望で、いろいろするときには、きちんと説明をして、どういうものなのか、本当に5年後、10年後、どういうふうに返済をやらなきゃいけないのかというのも教えていただければいいなと思っています。

以上です。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

先ほどお尋ねがありました数字の確認をとりましたので、済みません。

農業学科の卒業生に占める就農者の割合、先ほどお答えしました27年3月の卒業者は3.3%でございました。今、課のほうにも確認をとりまして、その後、一番新しい28年3月の卒業者につきましては、2.1%という状況でございます。

以上でございます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。
——ないようでございます。

済みません、1点私のほうから、牛田課長に、高校教育課のほうにちょっとお尋ねをし

たいことがございます。

28ページの教育指導費の中の通学支援事業というのが5,342万あります。これは、統廃合になった学校の子供さんたちの通学支援のためにかかった経費だというふうに思っているんですが、これについては、非常に県のほうからやっていただいて助かったという声も聞こえてまいります。

ただ、この通学支援にかかった経費、実際、地元の事業者の方が事業を受託してされてるんですが、そこに対する支払いがちょっと、もう少し早くしてくれないかという要望をよく聞くんですよ。これは、私、天草地域からは聞くんですけども、そのほかの地域もあるので、そういう声はないのか、また、どういう仕組みで事業者に支払いをしているのか、ちょっと教えてもらえればと。

○手島政策監 申しわけございません。支払いに関しましては、毎年、事業者の方々から、早急に支払いのほうをしてもらいたいというような御要望があっているところでございます。

入学後に希望調査等をやしまして、また、学校のほうで保護者会等で取りまとめをされてから申請が上がってくるわけですが、今年度は、昨年以上に早めて支払いをと思っておったところだったんですが、残念ながら、ちょっと地震の関係で他の事業に追われてしましまして、また例年と余り変わらない時期となってしまったところでございます。

私どもも、なるだけ早目に支払いができるように、学校のほうとも連携しながら努めてまいりたいと思っておるところでございます。

○池田和貴委員長 はい、わかりました。じゃあ、そこはよろしくお願います。

事業者の人たちからすると、やっぱり資金繰りとかそういったものがあるんですね。せ

っかくいい事業も全てがうまくいくとさらに評価も上がると思いますので、そこはよろしくお願いをしたいと思います。

ほかに質問がないようでございますので、これで教育委員会の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩をいたします。

お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

午前11時45分休憩

午後0時59分開議

○池田和貴委員長 それでは、ちょっと早いみたいですが、皆さんおそろいでございますので、委員会を再開したいと思います。

それでは、これより土木部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、土木部長から決算概要等の総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、手島土木部長。

○手島土木部長 平成27年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

各部局の共通事項として御指摘のありました「未収金の回収については、厳しい状況の中で、さまざまな債務者に対応しながら回収に努めていることは理解しているが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」についてでございます。

未収金の解消につきましては、債務者の状況を的確に把握するための資産調査等を行い、必要に応じて、差し押さえ等の措置を実施するなどの対策を行っております。また、部内関係課間で情報交換を行い、回収方策等の共有化を図りながら、未収金の解消に加えて、新たな未収金の発生の防止にも努めているところでございます。

今後も引き続き、未収金の解消にしっかり取り組んでまいります。

続きまして、土木部の平成27年度決算の概要を決算特別委員会説明資料の1ページ、平成27年度歳入歳出決算総括表で御説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、最下段の計の欄のとおりで、一般会計、特別会計合わせまして、収入済み額が425億2,300万円余、不納欠損額が3,400万円余でございます。不納欠損額の主なものは、工事請負業者の倒産に係る前払い金余剰金及び行政代執行費となっております。

また、収入未済額は3億7,000万円余となっており、主なものは、海砂利超過採取過料等及び県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済み額の差、121億8,700万円余は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済み額が886億8,200万円余、翌年度繰越額は260億500万円余でございます。翌年度繰り越しの主な理由としましては、事業計画策定に当たって地元住民や関係機関などとの調整に時間を要したことや、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したことなどにより工期が不足し、やむを得ず平成28年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は24億4,000万円余となっており、その主な理由は、事業実施後の執行残

及び国庫補助事業等における国からの内示が少なかったことに伴う執行残でございます。

以上、平成27年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして、総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○池田和貴委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

まず、本年度の定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算の概要について説明をいたします。

決算特別委員会説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてですが、2ページから3ページにかけて使用料及び手数料、それから3ページ中段からの国庫支出金、4ページの財産収入、4ページ最下段の繰入金、さらに5ページの諸収入がございまして、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

3段目の土木総務費におきまして665万7,000円の不用額を生じておりますが、主に広告物管理のための嘱託員人件費や旅費等の執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2段目の建設業指導監督費におきまして1,816万9,000円の不用額を生じております。この不用額の主なものとしましては、建設産業若手技術者等育成支援事業等の補助金の申請件数が少なかったことによる補助金の執行残及び経営事項審査のデータ入力委託料等の執行残でございます。

監理課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○西浦用地対策課長 用地対策課長の西浦でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、用地対策課の決算の概要について御説明をいたします。

説明資料8ページをお願いいたします。

一般会計の歳入です。

使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、諸収入でございますが、資料の上から4段目、行政代執行費で不納欠損額932万1,000円になっております。代執行に要した費用1,219万円余のうち、287万円余を回収したものの、残額が未収となっていたものです。

これにつきましては、附属資料の124ページをお願いいたします。

不納欠損となっておりますのは、平成22年度に国の白川改修工事に伴い、大甲橋の上流左岸側にあった商業ビルに対しまして行いました行政代執行の費用でございます。

不納欠損の理由としましては、納入義務者は、多額の債務を有している上に年金収入しかないため、支払い能力がなく、未収となっております。平成27年9月に納入義務者の申し立てにより破産手続が開始され、平成28年3月までに債権者への配当が行われないうまま、破産手続が終了されました。この決定及びこれまでの財産調査の結果、滞納処分の執行することができる財産がないと判断し、平成28年3月28日付で滞納処分の執行停止を行うとともに、高齢で資力回復の見込みもないため、債権の即時消滅及び不納欠損処分を行ったものでございます。

なお、この案件につきましては、起業者が国であるにもかかわらず、結果的に代執行庁である県が費用を負担し、未収となったもの

でございます。このような不合理な状況を是正するため、国に対して、県に負担が生じないように、制度改正の要望を行っているところです。

次に、説明資料に戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

土木総務費で191万7,000円の不用額が生じております。これは、備考欄に記載のとおり、収用手続に係る鑑定料等の執行残161万3,000円と事業認定事務等に係る執行残30万4,000円の合計でございます。

以上で用地対策課の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○緒方土木技術管理課長 土木技術管理課長の緒方でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について御説明をいたします。

委員会説明資料の10ページをお願いいたします。

歳入について御説明をします。

1段目の財産収入及び4段目の諸収入とも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明します。

資料の11ページをお願いいたします。

土木費につきましては、不用額270万6,000円を計上しています。主な理由は、CALS/EC事業に関する入札等に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰り越しについて御説明します。

附属資料の1ページをお願いいたします。

土木積算システム維持管理費で33万8,000円を繰り越しております。繰り越しの理由といたしましては、土木積算システムに新たな機能を追加することとしましたが、平成27年度の積算システムの改修に加えまして、もと

のシステムを運用しながら、新たな機能の追加となりましたので、その日数を要し、繰り越したものでございます。

なお、この業務は、9月末には完了しております。

以上で土木技術管理課の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課の上野でございます。よろしく願いいたします。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算につきまして御説明をいたします。

説明資料の12ページと13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、初めに主な内容について御説明し、最後に収入未済額について御説明いたします。

12ページの表の上から4段目をお願いいたします。

国庫支出金ですが、予算額に対し、35億496万9,000円の減となっております。これは、繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

最下段の財産収入ですが、予算額に対し、3,118万2,000円の増となっております。これは、天草地域振興局管内の龍ヶ岳御所の浦線の改良工事で、工事用の仮栈橋の鋼材を売却したことなどによるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

上から2段目の諸収入ですが、予算額に対し、722万6,000円の増となっております。これは、最下段に記載しております開発指定事業高率補助精算金が、事業費の確定に伴い、721万5,000円の増となったことなどによるものでございます。

下から2段目の雑入につきましては、収入未済額が9,000円ございますので、申しわけ

ございませんが、別冊の附属資料の112ページで御説明をさせていただきます。

収入未済額は、1の平成27年度歳入決算の状況にありますように、工事請負業者が倒産したことにより、前払い金のうち、出来高不足により過払いとなった金額に発生した利息相当分でございます。

3の平成27年度収入未済額の状況では、債務者が破産管財人による破産手続中であるため、その他の欄に1件、9,000円を計上いたしております。県としましては、4の平成27年度の未収金対策にありますように、裁判所に対し、破産債権届け書を提出するとともに、破産管財人に対して納入通知書を送付するなどの手続をとっており、引き続き、破産手続の状況を注視してまいります。

次に、歳出について御説明いたします。

申しわけございませんが、説明資料に戻りまして、14ページをお願いいたします。

上から2段目の道路橋りょう総務費の不用額は647万6,000円でございます。これは、職員給与費の執行残及び国直轄負担金の事業費確定に伴う執行残などによるものでございます。

最下段の道路新設改良費の不用額は1億1,456万9,000円でございます。これは、地域道路改築費の国費の内示減及び事務費の執行残などによるものでございます。

なお、国費の内示減についてですが、これは、国の経済対策に伴いまして、2月補正予算で内示見込み額を計上しておりましたが、国からの内示額が見込み額を下回ったため、不用額となったものでございます。

今後、ほかの課の記載についても同様の内容でございます。

15ページをお願いいたします。

最上段の橋りょう維持費の不用額は30万円でございます。これは執行残でございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業に関しまして、附属資料で説明させていただきます。

附属資料の道路整備課分は、2ページから31ページまでに記載しておりますが、説明は、最後の31ページで説明をさせていただきます。

明許繰り越しの道路整備課計の繰越箇所は246カ所で、平成28年度への繰越額は69億7,509万1,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、関係機関との調整など計画に関する諸条件の整理や、用地補償交渉の難航及び工法の検討、協議などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

現在、工事は順調に進んでおりまして、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

以上で道路整備課の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課長の長井です。

まず、定期監査におきます指摘事項はございません。

次に、決算について御説明いたします。

歳入につきましては、まず、説明資料の16ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金でございますが、不納欠損、収入未済ともにございません。

4段目の道路施設保全改築費負担金ですが、これは、熊本市に接続する道路や大分県との県境トンネルにおきます道路事業の負担金でございます。

予算現額と収入済み額との比較にあります3,391万2,000円は、主に工事の繰り越しに伴って負担金の徴収を翌年度へ繰り越しているものでございます。

17ページをお願いいたします。

2段目の道路占用料につきましては、収入未済額が1,000円ございます。恐れ入りますが、別冊の附属資料113ページをお願いいたします。

1の平成27年度歳入決算の状況の1段目に道路占用料を記載しておりますが、債務者の所在不明によりますものでございます。この収入未済額の解消につきましては、関係する地域振興局におきまして所在の確認を継続して行い、今後とも、収入確保に努めてまいります。

また、同じく道路占用料につきましては、不納欠損額が77万9,000円ございます。これは、分納や預金差し押さえ等を行いました。その後、生活困窮により占用料の納付が困難となり、消滅時効が成立したためでございます。

説明資料に戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。

下から3段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し、13億7,700万円余の減となっております。これは、最下段に記載のとおり、事業の繰り越し等によるものでございます。

次に、18ページの下から3段目の諸収入ですが、収入未済が3万8,000円ございます。これは、最下段の雑入の工事請負契約による違約金でございます。

恐れ入りますが、再び、別冊の附属資料113ページをお願いいたします。

1の平成27年度歳入決算の状況の2段目に雑入を記載しておりますが、債務不履行に伴う工事等契約違約金でございます。受注者が倒産したため、収入未済となっているものでございます。

今後、引き続き、代表者と連絡をとりながら、収入未済の解消に努めてまいります。

歳入については以上でございます。

引き続きまして、歳出について御説明いた

します。

説明資料の19ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額の1,283万4,000円の主な理由は、人件費及び道路管理事業の執行残でございます。

最下段の道路新設改良費の不用額の3,481万4,000円の主な理由は、国の内示減に伴う事業費確定による執行残でございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

道路保全課につきましては、32ページから56ページでございますが、最後の56ページで御説明いたします。

明許繰り越しにつきましては、最下段の道路保全課全体では、198カ所、28億3,267万1,000円の繰り越しとなっております。

主な理由といたしましては、関係機関との調整や地元協議に時間を要したため及び工法協議に不測の日数を要したためでございます。

現在、工事は順調に進んでおりまして、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

道路保全課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○宮部都市計画課長 都市計画課長の宮部でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算の概要について御説明します。

歳入につきましては、説明資料の20ページから23ページでございます。

歳入につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、主なものについて御説明をいたします。

まず、21ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、下から3段目

の社会資本整備総合交付金が、予算額に対して1億4,264万3,000円の減となっております。これは、平成28年度への繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、上から2段目の緑の基金繰入金が、予算額に対しまして572万7,000円の減となっております。これは、民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

最下段の景観整備費の不用額1,389万8,000円は、主に緑化景観対策事業及び民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

2段目の都市計画総務費の不用額733万3,000円は、主に屋外広告物対策推進事業の経費削減に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきましては、附属資料で御説明いたします。

都市計画課の繰越事業につきましては、附属資料の57ページから60ページに記載しております。60ページをお願いいたします。

明許繰り越しの都市計画課計は、最下段のとおり、14カ所の5億3,662万円でございます。

繰り越しの主な理由としましては、関係機関との協議、調整等に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

現在、繰り越した事業につきましては、順調に進んでおりまして、全て年度内に完了する予定でございます。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課長の丸尾でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算について御説明いたします。

説明資料の27ページをお願いいたします。

27ページから28ページまでが一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

27ページの2段目の国庫支出金につきましては、予算に対して667万7,000円の減となっております。これは、28ページの2段目の社会資本整備総合交付金の繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、29ページから31ページまでが一般会計の歳出でございます。

29ページ2段目の公害規制費において繰り越しが1,375万9,000円生じておりますが、これについては、後ほど附属資料で御説明いたします。

また、公害規制費の不用額977万2,000円は、主に生活排水適正処理重点推進事業の執行残によるものでございます。

同じ29ページ最下段の環境整備費の不用額275万9,000円は、主に浄化槽整備事業の執行残等によるものでございます。

次に、31ページの3段目の都市計画総務費の不用額116万6,000円は、職員給与費及び事務費などの執行残によるものでございます。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

資料の32ページから34ページまでが流域下水道事業特別会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

32ページの1段目の分担金及び負担金で、予算に対して1,913万5,000円の増となっておりますのは、球磨川上流及び八代北部流域下水道において流入水量の実績精算の結果、市

町村からいただく維持管理負担金がふえたものでございます。

また、33ページの1段目の国庫支出金で予算に対して1,235万1,000円の減となっておりますのは、主に、熊本北部流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、34ページの1段目の繰越金でございますが、予算に対して5億4,961万8,000円の増となっておりますのは、前年度からの繰越金によるものでございます。

次に、35ページの1段目の県債でございますが、予算に対して400万円の減となっておりますのは、熊本北部流域下水道建設事業の繰り越し等によるものでございます。

続きまして、36ページから38ページまでは、流域下水道事業特別会計の歳出でございます。

36ページ1段目の流域下水道費において繰り越しが1,902万円生じておりますが、これについては、後ほど附属資料で御説明いたします。

また、不用額3,321万円は、主に、熊本北部、球磨川上流及び八代北部流域下水道の維持管理事業の執行残によるものでございます。

一般会計、特別会計の歳入、歳出の説明は、以上で終わります。

最後に、翌年度への繰越事業について御説明いたします。

附属資料の61ページをお願いいたします。

61ページから62ページまでが、下水環境課における繰越事業でございます。

一般会計につきましては、61ページの最下段に記載のとおり、1カ所で1,375万9,000円の繰り越しがございます。これは、生活排水における県内市町村の未普及対策整備計画や長期整備運営管理計画の策定に当たり、市町村の作業や地元での調整等に不測の日数を要したことにより、やむなく繰り越したものでございます。

特別会計につきましては、62ページの最下段の記載のとおり、4カ所で1,902万円の繰り越しがございます。

繰り越しの主な理由は、熊本北部流域下水道の全体計画策定における関係市町との調整に不測の日数を要したことなどにより、やむなく繰り越したものでございます。

なお、一般会計、特別会計の繰越事業、全て年度内に完了予定でございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○村上河川課長 河川課長の村上です。よろしく申し上げます。

初めに、当課における定期監査の指摘事項はございません。

それでは、決算について説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、説明資料の39ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金は、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、6段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額はございませんが、収入未済額がございます。

内容につきましては、お手元の附属資料115ページをごらんください。

使用料の収入未済額として、河川敷占用料で53万円余、土石採取料で295万円余が生じております。これらの理由につきましては、116ページの3、平成27年度収入未済額の状態をごらんください。

1段目の河川敷占用料の収入未済理由としましては、主に、生活困窮によるものですが、その他の欄に2件の収入未済があります。2件とも占用者本人の死亡によるものですが、相続人の調査、確認を行い、現在は、相続人に対して納付書の送付及び催告を行っている状況です。

次に、2段目の土石採取料につきましては、生活困窮が1件、その他に1件、収入未済があります。このその他1件は、4段目の雑入、海砂利超過採取に係る過料及び5段目の雑入、海砂利採取不当利得のその他の欄と同一の会社でございます。この会社は、代表者が死亡されております。しかし、登記簿上の会社法人は残っている状況でございます。このため、会社資産や代表者の相続人等の調査により、法人の実態把握に取り組むこととしております。

占用料等の未収金につきましては、これまでも出先機関と連携しながら徴収に努めているところでございますが、引き続き、未収金の解消に向けて、納入指導等に取り組んでまいります。

続きまして、説明資料にお戻りいただき、40ページをお願いいたします。

4段目の国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございませんが、予算現額と収入済み額との比較で52億5,784万円余の減となっております。これは、40ページから41ページに内訳を示しておりますとおり、災害復旧事業や国庫補助事業等の繰り越しによるものです。

次に、42ページをお願いいたします。

2段目の諸収入ですが、不納欠損額1,455万円、収入未済額3億673万円余が生じております。

まず、不納欠損額につきまして、附属資料の126ページで御説明いたします。

これは、工事前払い金余剰金の不納欠損処分によるものでございます。

本件は、請負業者の契約不履行によるものではなく、補償会社の補償対象には該当しない前払い金余剰金であったため、その返納を業者に求めていたものです。しかし、業者の経営悪化により返納されず、未収金となっていました。昨年度、この法人の解散及び清算手続が終了し、資産の整理が終了していま

す。さらに、代表清算人からの時効の援用の申し出があり、時効が完成したため、不納欠損処分をしたものです。

次に、収入未済額について御説明します。

恐れ入りますが、附属資料の115ページをお願いいたします。

最下段の収入未済額3億673万円余についてですが、備考欄に記載のとおり、海砂利超過採取に係る過料と海砂利採取不当利得によるものです。これは、民間業者による海砂利の違法採取に起因するもので、過料等の全体額は3億2,400万円余でございました。そのうち、平成27年度末までに1,800万円余が納付されている状況です。これまでの対応としましては、督促状の発送や事業者の訪問により納付を催告するとともに、並行して、各事業者の財産調査を実施しております。しかし、いずれの事業者も、全額の納付が可能な財産状況ではありませんでした。そのため、現在は任意で少額の納付を受けているところです。

いずれの事業者も経営状況が厳しく、また、先ほど116ページで説明しましたとおり、1者につきましては、代表者死亡の状況もあっておりまして、徴収が非常に厳しい状況ではございますが、今後も引き続き、定期的な事業者訪問や法人の調査を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

歳入につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料の45ページをお願いいたします。

上から2段目の河川海岸総務費につきまして4,744万円余の不用額が生じています。これは、主に国直轄事業負担金の執行残によるものです。

次に、46ページの河川改良費につきまして14億6,238万円余の不用額が生じています。これは、主に河川改修事業の国の内示減によ

るものです。

次に、47ページ3段目の土木災害復旧費で2億8,349万円余の不用額が生じています。これは、主に河川等補助災害復旧費の額の確定によるものです。

続きまして、繰り越しにつきましては、附属資料により御説明いたします。

河川課の明許繰り越しにつきましては、附属資料の63ページから79ページに掲載しています。79ページ最下段に河川課の合計を記載しておりますので、こちらで説明させていただきます。

河川課の明許繰り越しの合計は、239カ所、85億4,917万円余となっております。

主な理由としましては、平成24年に発生しました熊本広域大水害からの復旧、復興に取り組んでおります白川、黒川の激特事業につきまして、地元との協議に時間を要したこと、また、災害復旧事業につきまして、電線等の仮移設に時間を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

なお、現在までの進捗状況が低い事業につきましても、早期の執行に努め、全て年度内に完了する予定となっております。

続きまして、80ページをお願いします。

白川で実施しております激特事業につきまして事故繰越がありますので、御説明いたします。

事故繰越は1件で、繰越額は2,625万円余です。これは、工事施工上支障となる建物の用地費及び補償費について、地権者の同意を得て、契約を締結していたところ、移転先の開発許可申請手続に時間を要したことから、年度内の移転が完了せず、やむを得ず事故繰越をしたものです。

なお、今年度、既に開発許可の事務手続は完了し、現在は、移転に向けた作業中であります。年度内には移転が完了する見込みでございます。

以上で河川課の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○亀崎港湾課長 港湾課長の亀崎でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、港湾課の決算の概要について御説明いたします。

港湾課は、一般会計と、港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計がございまして、まず、一般会計について御説明いたします。

説明資料の48ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてですが、1段目の分担金及び負担金においては、不納欠損、収入未済はございません。

49ページをお願いします。

上から3段目の使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料で23万円の収入未済がございます。内容については、お手元の附属資料で御説明します。

附属資料の118ページをお願いいたします。

1の平成27年度歳入決算の状況の備考欄のとおり、収入未済の理由は、経済的困窮のためでございます。

4の平成27年度の未収金対策のとおり、電話及び臨戸催告により早期納付及び分割納付を促すとともに、財産調査を実施し、資産が確認できた場合は、差し押さえ等の法的手続の検討を行っております。

次に、再度、説明資料の49ページをお願いいたします。

最下段の国庫支出金においては、不納欠損、収入未済はございません。

予算現額と収入済み額との比較欄のマイナス1億3,082万円余は、社会資本整備総合交付金など、緊急経済対策分の内示減と繰り越しに伴うものでございます。

51ページをお願いします。

1段目の財産収入、4段目の繰入金、そして最下段の繰越金においては、不納欠損、収入未済はございません。

52ページをお願いいたします。

1段目の諸収入、3段目の雑入においては、不納欠損、収入未済はございません。

次に、一般会計の歳出についてです。

53ページをお願いいたします。

上から2段目の港湾管理費の不用額216万円余は、入札残及び事務費の執行残です。

最下段の港湾建設費、不用額の342万円余は、主に、緊急経済対策分の内示減に伴うものです。

54ページをお願いします。

2段目の空港管理費の不用額502万円余は、管理運営関係委託の入札残及び事務費の執行残でございます。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

まず、歳入についてですが、資料の55ページをお願いいたします。

1段目の使用料及び手数料においては、不納欠損額が21万円余、収入未済額が309万円余でございます。内容につきましては、附属資料で御説明いたします。

附属資料の119ページをお願いいたします。

まず、不納欠損につきましては、1の平成27年度歳入決算の状況の表の中の2段目にございます。重要港湾使用料の21万円余でございます。これにつきましては、八代港における申請者の業績不振によるものでございまして、消滅時効の成立に伴い、不納欠損処理を行ったものです。

また、収入未済につきましては、この表中1段目の本渡港及び鬼池港における地方港湾使用料33万円余、さらに、2段目の八代港における重要港湾使用料275万円余でございます。これらは、いずれも申請者の業績不振等によるものでございます。

続きまして、120ページをお願いします。

3の平成27年度の収入未済額の状況の表の1段目の地方港湾使用料、次の段の重要港湾使用料におけるその他の欄に4件というふうに記載がございます。これにつきましては、全て倒産状態、業績不振によるものでございます。

4の平成27年度の未収金対策のとおり、地方港湾使用料については、業績不振等により支払いが滞っておりますが、電話及び臨戸催告した結果、1社は、過年度分の未収金を徴収しております。

平成27年度に新たに未収金が発生しておりますが、これにつきましては、今年度、現在までに完納に至っております。引き続き、分納契約書による納入指導を行ってまいります。

重要港湾使用料につきましては、平成27年度において不納欠損処分を行いました。業績不振により支払いが滞っている未収金については、分納契約による納付指導を行ってまいります。

お手数ですが、再度、説明資料の55ページをお願いいたします。

4段目からの財産収入、繰入金、繰越金につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

56ページをお願いいたします。

1段目の諸収入の雑入において2,013万円余の収入未済がございます。内容につきまして、附属資料で御説明いたします。附属資料の119ページをお願いいたします。

雑入の収入未済につきましては、1の平成27年度歳入決算の状況の表の中の3段目の2,013万円余でございます。

120ページをお願いいたします。

3の平成27年度収入未済額の状況の表の3段目、雑入の欄に記載のとおり、1,890万円余につきましては、三角港において、倒産した施設使用者の建物にアスベストが使用され

ていたため、飛散の危険性があったことから、港湾管理者が、行政代執行法に基づき、建物の撤去を行い、その費用を所有者に請求しておりますが、建物所有者の会社が、現在、清算手続状態中であるため、収入未済となっております。

また、その下の欄の3件、123万円につきましては、熊本港旅客ターミナル内レストランの電気・水道代でございます。これにつきましては、事業者の倒産状態、業績不振によるものでございます。

4の平成27年度の未収金対策のとおり、雑入につきましては、法人が事実上倒産状態であることから、不納欠損の手続を進めておるところでございます。

再度、説明資料に戻りまして、56ページをお願いいたします。

最下段の県債につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

次に、歳出についてでございますが、説明資料57ページをお願いいたします。

2段目の施設管理費の不用額1,492万円余は、港湾管理関係の委託の入札残と事務費の執行残です。

3段目の港湾整備費の不用額4,680万円は、港湾整備関係の工事請負費の入札残でございます。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明します。

まず、歳入についてですが、説明資料の58ページをお願いします。

財産収入、繰入金、繰越金、そして、59ページになりますが、諸収入とも不納欠損、収入未済はございません。

説明資料の60ページをお願いします。

歳出についてですが、不用額はございません。

以上が、一般会計、特別会計の歳入、歳出に関する御説明でございます。

次に、翌年度への繰越事業について、附属

資料で御説明させていただきます。

港湾課の繰越事業につきましては、附属資料の81ページから88ページに記載してございます。

この中で、まず、87ページをごらん願います。

一般会計におきまして、最下段のとおり、45カ所、7億2,088万円余、また、次の88ページになりますが、港湾整備事業特別会計において、最下段のとおり、4カ所、3億8,063万円余、合計で49カ所、11億152万円余を次年度へ繰り越しいたしました。

繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整に不測の期間を要したことなどでございます。それによりまして、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、繰り越した49カ所のうち、9月末現在で17カ所が完了しております。その他の箇所につきましても年度内完了予定でありまして、引き続き、早期完了に努めてまいります。

この附属資料の133ページに平成27年度県有財産処分一覧表を記載しております。

平成27年度における売却処分益は、百貫港要江地区で2件、水俣港汐見地区で2件、同じく水俣港の月浦地区で1件、八代港港町地区で1件の合計6件でございまして、収入の合計額は2億8,666万1,000円余でございます。

以上で港湾課の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○原田砂防課長 砂防課長の原田でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

それでは、決算について御説明申し上げます。

説明資料の61ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

最上段の分担金及び負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算額に対しまして300万の収入減となっておりますのは、単県砂防費の事業費減に伴う負担金の減でございます。

次に、最下段の国庫支出金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算額に対して27億671万円の収入減となっておりますのは、62ページ最上段の社会資本整備総合交付金と2段目の砂防激甚災害特別緊急事業費補助と平成28年度への繰り越しによる事業費減に伴う国庫支出金の減でございます。

次に、上から3段目の繰越金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、下から3段目の諸収入のうち、雑入で5万円余の収入未済があります。内容につきましては、決算特別委員会附属資料で御説明します。附属資料の121ページをお願いいたします。

これは、1、平成27年度歳入決算の状況の備考欄のとおり、法人の倒産に伴う工事過払い前払い金の返還利息でございます。

3、平成27年度収入未済額の状況の欄につきましては、現在、破産手続中のために、その他に計上しており、4、平成27年度の未収金対策に記載のとおり、裁判所に対して破産債権届け出書を提出するとともに、破産管財人宛て納入通知書を送付する等の手続をとっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、再度、説明資料の63ページをお願いいたします。

まず、河川海岸総務費につきましては、不用額が388万円余生じております。これは、職員給与費における執行残でございます。

次に、砂防費につきまして、不用額が2億2,702万円余生じております。主な理由としましては、設計変更に伴う執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

附属資料の89ページから107ページにかけて、砂防課の明許繰り越しを記載しております。

107ページで御説明いたします。

107ページの最後の表に記載しておりますように、平成28年度への繰り越しは、合計で119カ所、56億8,535万円余生じております。

繰り越しの主な理由としましては、相続に伴う登記処理や地元関係機関との調整及び工法の検討等のために不測の日数を要し、やむを得ず次年度へ繰り越ししたものでございます。

いずれも発注済みで、平成28年度内に完了する予定でございます。

以上で砂防課の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○清水建築課長 建築課でございます。よろしく申し上げます。

決算状況の説明に先立ちまして、本年度の定期監査の指摘事項について御説明いたします。

建築課では、「公務中に過失割合が高い人身事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、効果的な交通事故防止策を講じること。」との指摘をいただいております。

措置状況といたしましては、これまでも、全職員に対し、交通事故防止、交通法規の遵守について注意喚起を行ってきたところですが、事件の発生直後、警察本部の協力を得て、交通事故防止や事故発生後の対応について研修を実施いたしました。また、当課管理の公用車2台に公用車運転に当たっての心構

えを備えつけし、職員が運転する前に一読し、安全運転に努めるよう徹底し、さらに、月に1度、所属の全職員に対し、交通安全に関する注意喚起のメールを配信するなど、交通事故防止策を講じているところでございます。

今後も、引き続き、交通事故防止や交通法規の遵守について対策を行い、職員の交通安全意識の高揚を図り、交通安全の確保に取り組んでまいります。

続きまして、決算について御説明いたします。

説明資料の64ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損及び収入未済はございません。

4番目の建築確認申請手数料、6段目の宅地建物取引業免許申請手数料につきましては、予算現額に対して収入済み額が増加しておりますが、これは、それぞれの申請件数が見込みよりも多かったためでございます。

65ページをお願いいたします。

3段目以降の国庫支出金につきましては、収入済み額は、予算現額に対して320万8,000円の減となっておりますが、これは、4段目の社会資本整備総合交付金の繰り越しに伴う減が主な理由でございます。

67ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から3段目の建築指導費における不用額1,613万2,000円につきましては、主に建築基準指導費の事務費の執行残及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震化助成事業の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の108ページをお願いいたします。

建築物防災対策推進事業費のうち、熊本県耐震改修促進計画策定業務につきましては、国の上位計画の更新時期がおくれたため、年

度内完了が困難となり、繰り越しを行ったものでございます。

また、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業につきましては、民間事業者との協議及び計画策定に不測の日数を要したため、繰り越しを行ったものでございます。

建築課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○井手営繕課長 営繕課長の井手でございます。

まず、本年度の定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。

説明資料の68ページをお願いいたします。

歳入でございますが、繰越金が1,998万3,000円となっております。不納欠損及び収入未済はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の69ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額1,862万2,000円につきましては、主に、県有施設の改修等に係る工事請負や設計管理委託費の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の109ページをお願いいたします。

県有施設保全改修費で5カ所、合計8,146万4,000円の繰り越しとなっております。これらにつきましては、発注条件の整理や他工事との調整に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、このうち、3カ所につきましては10月末には完了予定であり、残り2カ所につきましても、現在、発注の手続を行っており、年度内の完了に努めてまいります。

以上で営繕課の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○上妻住宅課長 住宅課長の上妻です。よろしく願いいたします。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について説明いたします。

まず、歳入でございますが、説明資料の70ページをお願いします。

3段目の県営住宅使用料ですが、調定額が21億6,785万9,000円に対しまして、収入済み額が21億2,459万6,000円で、収入未済額が3,500万6,000円となっております。収入未済の理由としましては、公営住宅は入居対象者を住宅に困窮する低所得者としておりまして、昨今の厳しい経済状況による収入の低下により生活困窮などが加わったものと考えられます。また、既に退去した滞納者の分が収入未済額の約半分を占めております。

収入未済の状況や対策につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明させていただきます。

不納欠損額につきましては825万7,000円ですが、これは、退去後、所在不明や死亡などにより時効となったものでございます。

同じく4段目の県営住宅用地使用料ですが、これは、県営住宅の駐車場の使用料などでございます。調定額が1億6,993万2,000円に対しまして、収入済み額が1億6,695万6,000円で、収入未済額が196万2,000円となっております。この理由としましても、住宅使用料と同様、入居者の生活困窮などによるものでございます。不納欠損額につきましては、101万4,000円でございますが、これも、退去後、所在不明や死亡などにより時効となったものでございます。

次に、71ページをお願いします。

1段目の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対しまして5,179万1,000

円の減となっておりますが、これは、2段目の社会資本整備総合交付金の繰り越しなどが主な理由です。

次に、72ページから73ページにかけては、繰越金及び諸収入について記載しております。

それでは、歳出につきまして、74ページをお願いします。

2段目の住宅管理費の不用額1,996万6,000円につきましては、主に、滞納者に対する訴訟件数が見込みより少なくなったことによるものでございます。

また、3段目の住宅建設費の不用額568万9,000円につきましては、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費の事業費確定に伴う執行残などによるものでございます。

続きまして、附属資料の110ページをお願いします。

繰り越しについて説明します。

住宅課の繰越調べでは、最下段のとおり、1億3,846万4,000円です。

繰り越しの理由としましては、工事内容の変更、追加により工期が不足したものや、建築計画に関し、関係機関との協議に不測の日数を要し、やむなく繰り越ししたものでございます。

なお、地震の影響で工事が中断したものがございましたが、12月末までには100%完了する予定です。

次に、122ページをお願いします。

表の1をごらんください。

これは、先ほど説明しました歳入に関する調べのうち、収入未済となっているものを一覧にしたものです。

上段の県営住宅使用料、いわゆる家賃の収入未済額が3,500万6,000円、2段目の県営住宅用地使用料、これは駐車場の使用料などですが、この収入未済額が196万2,000円、3段目の財産収入、これは土地貸付料でございますが、この収入未済額が9万円でございます。

す。

表の2をごらんください。

これは、収入未済額の過去3カ年の推移を示したものです。

県営住宅の使用料の収入未済額は、ごらんとおり年々減少し、過去最低額となり、27年度の額は、25年度の額の約半分程度となっております。また、徴収率を全国と比較した場合、平成20年度末に88.8%で全国29位だったものが、平成27年度末には98%と全国4位まで上昇してきております。

123ページの表の3をごらんください。

これは、収入未済額についてその状況を整理したものでございますが、県営住宅使用料、県営住宅用地使用料及び土地貸付料ごとにその内訳を示してございまして、県営住宅使用料が合計616件の3,500万6,000円、県営住宅用地使用料が合計319件の196万2,000円、土地貸付料が1件の9万円、合計が936件の3,705万8,000円でございます。

表の4をごらんください。

これは、各未収金についての対策を記載しております。

まず、県営住宅の使用料の入居者への対策としましては、6番の明け渡し請求訴訟の確実な実施や8番の生活保護世帯の代理納付につきまして、現在、重点的に取り組んでおります。

また、退去者への対策としましては、4の分納誓約の実施につきまして重点的に取り組んでおります。

今後も、引き続き、未収金対策につきましては、歳入確保及び公平性の観点から、しっかりと取り組んでまいります。

以上で住宅課の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○池田和貴委員長 以上で土木部の説明が終わりました。

ここでちょっと休憩をとりたいと思います。2時10分まで休憩をとりたいと思います。

午後2時3分休憩

午後2時9分開議

○池田和貴委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開したいと思います。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○松田三郎委員 用地対策課、先ほどちょっと御説明、附属資料の124ページ、例の代執行の話をちょっと説明いただきまして、説明の最後のほうで、国のほうが何とも払わぬ、不合理で大分怒りに全く同感でございますが、ちょっと仕組みといいますか、通常でしたら、この場合、特殊事情、その高齢とか病弱とか、資産、財産がないということでしょうけれども、代執行した費用というのは、相手方が最終的には、まずといいますか、資力があるならば払うということですかね。

○西浦用地対策課長 代執行の費用につきましては、移転義務者の方が負担すべきものでございます。

○松田三郎委員 この場合、特殊な事情がある場合、例えば、このケースだけが本来国がすべきところということでしょう、これは。

○西浦用地対策課長 はい。

○松田三郎委員 それなのに、県がかわって代執行かけて、資力がないから結局不納欠損になってしまった。その分は、本来の、まあ資力がないならば、その国が払うべきなんだろうという理屈だと思いますが、このケースだけなんですか、それともこういうのが過去

にもいろいろ、まあ、よその分はちょっとわかりにくいでしょうけれども、あったのか、そのやりとりの中で、国との。ちょっとその状況も教えていただければ……。

○西浦用地対策課長 まず、土地収用法の規定に基づきまして、土地の所有者が収用委員会の裁決に従わずに義務を履行しない場合は、起業者、今回の場合でいいますと、国土交通省からの請求で都道府県知事が行政代執行を行うというふうに規定がされております。

先ほど御説明しましたように、ちょっと不合理な状況にあるもんですから、国のほうにもこういった事例はないかというのを確認したんですけども、全国的には余り事例がないということで、平成25年度から毎年、政府のほうに要望はしているところでございます。

○松田三郎委員 国土交通省の言い分といいますかね、理由というか、法律がありませんからというようなレベルですか。

○西浦用地対策課長 状況については理解していただいていると思いますけれども、今、委員御指摘のように、法律改正が必要な事項でございますので、慎重に検討いただいているという状況でございます。

○松田三郎委員 わかりました。まあ、法律改正、法律で国土交通省、このケースに限ってですね。国土交通省から、善意とか厚意とかはちょっとふさわしくないかもしれませんが、県に迷惑かけましたから払いますというの、それが法律違反じゃないんでしょうから、法律をもう変えないと出せないということなのか、そういう言い分なのか。もう最後でいいですよ。

○西浦用地対策課長 仮に国のほうが代執行費用を負担いたしますと、移転義務者に対して求償しなければなりませんので、その求償する根拠が法律上ないということになりますので、なかなか国のほうも費用を負担するのは難しいと。

○松田三郎委員 それは、民法の代位とか何とか法律がないからできない。なら、別に不合理として——不合理のなかかなど、今聞きながらですね、要望し続けることは必要でしょうが、向こうが、求償する場合に根拠となるものがないと言うならば、法律が改正されない限りは、ちょっと見込みも難しいということですかね。

○西浦用地対策課長 法律改正も含めました制度の改善は、引き続き要望しているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 7ページの建設業指導監督費がありまして、建設産業でも非常に人材確保ということで、特に、東京オリンピックに向かっていよいよ本格化してくるだろうし、県では、災害、地震の後、対応しているんですけれども、今の状況をお話しいただきたいということと、外国人についてはどう考えておられるのかも含めて……。

○藤本監理課長 まず、現在の状況でございますけれども、建設産業、毎年150名ほど求人がありますけれども、実際、そこに入職される方が30名から60名程度で非常に少なくなっております。長期的にやはり労働者、特に、いわゆる職人、技能工の方々が非常に少なくなっておりますので、やはり、現在の働

いている方が高齢化をされているという状況です。したがって、現在、先ほど説明いたしましたような事業を引き続き行っております。

具体的には、建築産業若手技能者雇用促進事業、技能士の資格を取られる会社に対する賃金の助成を行っているところでございます。

それから、建設産業入職者支援事業、処遇の改善とかあるいはPR、パンフレット等の作成に対する助成、それから高校生へのガイダンス等について助成を行っております、引き続き、建設産業への入職支援を強く行っていきたいと考えております。

○西岡勝成委員 1次産業とか建設産業は、特にイメージ的なものですね、なかなか今の若い子供たちには受け入れられにくい、そして少子化が急激に地方で進んでいる、人材がないという中で、人材確保というのは大きな私は課題になってくると思うんですね。その辺で、これはもう横の連携も多分必要になると思いますけれども、どうやってこの魅力ある職場づくりをし、賃金を上げていく方策以外ないんじゃないかと思うんですけれども、その辺を含めて、やっぱり全体的に考えてやらないとなかなかうまくいかない。

外国人についてはどうでしょうか。

○藤本監理課長 申しおくれました。外国人に関しましては、現時点ではそれほど多くの外国人の方が働いておられる状況にはございません。やはり、言葉の問題等もありますので、その点ではやはり難しいというお話を業界からは伺っておりますが、今後、そういった方々もふえてくるのではないかというふうに思っておりますので、業界とも意見交換をしながら、そういった方々の入職についても同様に検討していきたいと思っております。

○西岡勝成委員 外国人の雇用についてはいろいろ問題もあるけれども、やっぱり取り組まざるを得ないようになってくる時代になってくると思うんですね。そういう点で、全体的な流れの中で取り組んでいかないと、業界に任せとっても簡単にいく話でもないし、その辺はまたよろしくお願ひしたい。

もう1つ、私、ちょっと決算で環境も商工観光労働部も土木部、きょう土木部ですけれども、言いたいの、骨材ですね、海砂利のこともきょうはあっていますけれども、採石に対しまして、やはりこれは土木部としては使う、環境として守る、時代の流れの中で横の連携を十分やっていかないと、いろいろな問題が惹起しております。特に、採石法にしても非常に粗っぽい法律で、なかなか自然環境保護という理念から考えたら、景観とかいろいろな面から考えたら、非常に粗い法律、骨材として使う分があるからそういう流れになってきているんでしょうけれども、そういうのはカバーするような県条例なりそういうものも考えて、関係部局と連携する必要がありますので、これはもう要望で結構ですが、ぜひその辺も含めて考えていただきたいと思います。

○池田和貴委員長 ほかに何かございませんか。

○山口裕副委員長 45ページの河川課の河川海岸総務費についてお尋ねをします。

主要な施策の成果、139ページにもちょっと書いてあるんですけども、河川課管理の気象観測局の保守点検を行っていただいて、そのうち10局で観測機器の更新等を行ったということですけども、一度、記憶では、防災メールで誤った情報が流れてきたという案件があったやに思っております。そういった中で、ここに観測機器の保守点検や更新等はやっておかなければいけない事柄だと思いま

すけれども、河川課の見解等をお聞かせいただけたらと思います。

○村上河川課長 河川課と、土木部内では砂防課とか港湾課さんのほうでも、いろいろな観測局を設置しまして、県の統合型の防災情報システムの中で活用させていただいているところでございます。

ただ、いろいろ更新を行っているところでございますけれども、いかんせん、それぞれ設置した年次が相当過ぎておりまして、うまいような更新ができてないような状況でございます。

一番最初設置したときは、国庫補助もいただけたときもあったんですけども、その更新につきましては、単独費で対応していかざるを得ないところが大きゅうございまして、なかなか一度に新しくかえていけないという事情がございまして、何とか機器の延命措置というか、早目に修繕できるところについては修繕をしながら、細々と生き長らえさせているところでございます。

誤った情報というのは、もちろん県民の方々に大変申しわけない状況でございますので、そういうことがないように、しっかりと維持管理をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○山口裕副委員長 やはり、現状を知ることができる情報を集めるというのは重要ですので、我々も応援したいなと思っておりますけれども、しっかりと、まず保守点検にしっかり取り組んでもらって、必要なものは上げていただければなというふうに思います。

○池田和貴委員長 ほかに。

○城下広作委員 これはもう全体的なちょっと話ですので、決算をいろいろ各部やってき

ているんですけれども、説明資料と附属資料で、附属資料が多いのは土木部の分でございます、それだけ繰り越さなければいけないという仕事柄といいますか、大変そういう問題が多い。

それで、これは今度の災害にも関係するんですけれども、特に、用地交渉によって事業が流れる。ところが、用地交渉をすると、どうしても所有者、相手がいて、その相手と所有者というのは、今度、1人ならいいけれども、複雑になって、代々土地の所有者が名義を変えないと。そうすると、先祖代々からというか、いわゆる所有権のある方が、対象が広がる、それを、合意をとるために時間がかかる。これは物理的にもある程度よくわかる。それで、これは根本的に国にも憲法の問題もあって、個人の財産権という部分で、侵してはならないから、いわゆる合意書をとっていくということになる。そうすると、それに縛られて、結果的に用地の取得に時間がかかる。堂々めぐりになる。これはちょうど我々も考えて、もちろん国会議員を通して、法曹界関係も通して、どうにかならぬかと。もう少し——ある意味じゃ財産権を限定的な形にして、土地の買収を早くできるようなことを、システムを根本的に国は考えないと、ずっとこのことによって用地に最終的に合意に時間かかって、必要な事項まで遅くなる。特に今回の災害は、道路を、逆に言えば、ある意味では、いろいろ取得するとかいろんな形になるけれども、結果的にこれが足かせになって必要なものができないでいる。この辺は多分、現場で相当苦労されていると思うんですけれども、ちょっとその辺のことを、現場はどういうふうにかちょっと思っているか、ちょっと何かもしできれば……。

○西浦用地対策課長 今、委員おっしゃいましたように、災害でありますとか経済対策につきましても、やはり用地のほうが進まない

と事業が全然進まないということで、特に中山間地域におきましては、相続が多数発生している、あるいは現地在法務局の地図と合わないというような状況もございまして、用地交渉に時間がかかっているという状況にございます。

そういった用地取得上のリスクというのもございますので、できるだけ早期に用地調査のほうをいたしまして、相続関係の洗い出しでありますとか図面の調整、そういったものに早目に取りかかれるように、振興局の用地課とともに、いろいろ協議はしているところではございます。

○城下広作委員 なかなか捉えにくい部分があって、よくそれもわかります。ですから、やはり結果的には土地というのは誰か——現在、一番親族の近い方がある程度土地を管理している。しかし、まあ所有権というのは、兄弟がいればその分だけあつと変わるし、代々用地を、逆に言えば相続もはっきりした名義を変更しなければ、結果的には利害関係者もふえて、ピラミッドみたいな形になるものだから、本当なら、積極的に相続という形の分はしっかりやらなければ、特に、先ほど言われた林務とか山林関係は、非常にほとんど3代ぐらい前から土地かえてない。これは、ずっと足かせになるというふうな形の部分で、そういう意味では、用地交渉のとき、やっぱり一番最初、一番利害関係者に近い方に協力していただいて、相続、身内のほうからあつとある程度取りつけてもらうとか、役所だけでやろうなんていうのは、なかなかこれは難しく、やっぱり地主の人にそういう積極的にかかわって協力してもらうというやり方をしないと、少なくとももっと進みにくいのかなと思うんですね。

そのときに大事なのが、相手に対して協力をしてもらわないと全体が困るということを強力にやっぱり話をしていくという、その頼

み方が非常に悪いと、それでぶつつんして、一切協力せぬという形で、こじれて、もう全然協力しない人も中にはやっぱりいるんですね。だから、そこはこちらが最大の表現でお願いをし、なるべく地主のほうに協力してもらって、早くまとめてもらう、これに尽きるのかなと、今の法律ではもうそれが限界かなと思います。最近、ちょっと災害の部分でよくそういうことを感じるもんだから、また同じような問題が出てくる。

国会でも結構これが論議にもなっているらしいですよ。もっと深く法を考えなければいけない。最終的には憲法ので、このことを、少し個人の財産をどこでという感じが強制的にできるようなことも考えにやいかぬという話もあっているみたいです。よろしくお願いします。

○池田和貴委員長 済みません、この件については、例えば、県のほうから国に対する、先ほどの要望とかありましたけれども、そういったような中で要望にしたりとか、何か具体的に話し合いとかというのはされているんですか。今、城下先生がおっしゃった用地の関係のことについては。

○西浦用地対策課長 用地取得と憲法の財産権も関連しますので、東日本大震災のときにも全く同じような議論がございまして、東北の自治体や地方整備局と国のほうがかなり議論をされております。ただ、憲法の財産権というところが、なかなか突破できずに、収用の期間を少し短めたりとか、そういった用地取得の加速化策がとられておりますけれども、根本のところはまだ踏み込まれていない現状であります。

○池田和貴委員長 わかりました。

ほかにございせんか。

○高野洋介委員 全体的な話になると思いますが、わかるところが手を挙げてもらって構わないんですが、繰り越しがこれだけありますよね、金額的にも。多分これは4月1日からの現在までの繰り越しだと思うんですが、4月の14日、16日に発生した地震においてですよ、ここは本当は施工中だったんだけど、地震によってそれが大きく壊れたとか、その影響で予定よりも大幅に変更になったという案件があれば教えていただきたいんですが……。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

道路保全課では、そういうところは1カ所ございます。今、振興局から上がっているやつで、大幅に変更しなければならないというのが1カ所ございまして、それは、阿蘇公園下野線、米塚のところに展望所、道路脇に駐車帯をつくって展望所をつくらうとしたところがございまして、そこが災害で崩れましたので、事業が執行できなくなった。要するに、ことし繰り越して設計をする予定だったんですけれども、それができなくなったというのが1カ所ございます。ほかに工事中で壊れたという報告はございません。

○高野洋介委員 多分、ほかの課にもあると思うんですよ。例えば、消防学校あたりも、しようと思っていたのに、また被災して、それがまたできなくなったという例があると思うんで、これからまたいろいろ精査されるんでしょうが、何を言いたいかといいますと、結局、国が原状復旧を要求しますよね。あったようにもう一回つくる。途中の場合は、それはどうなるかなというのは別として、ここで何を言うかということ、結局、原状復旧にしたとしても、県が、いや、もう少しこれは道を広げたいんだと言ってもできないんですよ。だから、そういったところは、しっかり

国のほうと議論をしながらやってほしいなというのと、今から、これは決算とは少しずれますが、今から大切なことは、先ほど職員のこともありましたが、多分、県の執行部も、県のほうの監督の人も、現場のほうの監督も、恐らく人が今から足りなくなってくると思います。実際、A1のほうは、ほとんど今、代理人がないような状況で、今から発注がしてくると思うんですが、そこも踏まえて、丁寧な対応をしていかないと、来年度のまた決算においても同じような案件よりもひどいような深刻な状態になるんじゃないかなと思いますので、そこは、計画的に予算執行のほうもしていただきたいなというふうに思っております。

要望でいいです。

○池田和貴委員長 しっかり頑張ってください。

ほかにございませんか。

○岩中伸司委員 26ページ、都市計画課、この真ん中辺、都市公園費というのがあるんですが、結構お金がかかるなと思いつつながら——この中で、事業の概要で説明されていますけれども、鞠智城公園推進事業で2,831万、鞠智城国営公園化PR事業が2,000万と、単県で同じように、鞠智城国営公園化PR事業が1,600万ということですが、これは、私もちょっとあんまり行ったことないものですからようわからぬですが、どういうふうな形、これは、毎年これぐらいの予算でついているんですかね。

○宮部都市計画課長 鞠智城につきましては、予算としましては、大体、毎年このぐらいの予算で推移をしております。

○岩中伸司委員 私もわからない。国営公園化ですね、これを進めていらっしゃる

というのはずっと以前からもう聞いているんですけれども、これはなかなかない感じですが、それともう1つ、5と6というのの関連は、同じことでしょうか。

○宮部都市計画課長 5番が、この鞠智城公園化PR事業と言われるものが、これは交付金、国に対する補助金をもらってやっていく事業でやっております。6番の単県につきましては、それにそぐわないものということで、ちょっと交付金においては、やはりある程度要件がありますので、その要件にそぐわないものにつきましては、積極的に県のほうでやっているということで、ちょっとすみ分けが出ております。

あと、もう一つの鞠智城につきましては、やはり今、委員がおっしゃられるとおり、国営の公園化を目指しておりまして、ただ、その前には、やはり、非常にハードルが高いというのもございます。それで、現在は、特別史跡指定と言われるものにつきまして、まずはそれを目指すということで、現在やっているところでございます。

以上です。

○岩中伸司委員 私も、ハードルがえらい高いなとも思いつつながら、ずっと見ているんですけれども、今の時期は、やっぱりこういうのはちょっとセーブしながら——菊池の周辺の人たちには申しわけないんですが、やっぱりこの事業も、この公園をきちんと維持管理していくというふうな、そういう段階で進めていったほうが、より有効に財政が使われていくんじゃないかな、都市計画課でもほかのところにもっと使えるんじゃないかというふうな感じを持っておるものですから、これは私の個人的な考え方ですが、まあ、そのようなことも頭の中にちょっと置いてもらえばと思います。要望でいいです。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○岩田智子委員 ここで聞いていいかどうか
わかんないんですけども、いろんな道路の
工事とか、いろんな工事が年度末に多くなる
ので、世間一般で、私、ずっとずっと言われ
ているので、ここで確かめたいのですが、本
当なんですか、ガセネタですか。

○池田和貴委員長 いわゆる工事の発注の平
準化の話かな。

○岩田智子委員 計画的に行われているなら
——本当、地元の人たちとかやっぱり年度末
だけんとか言われるので、ちょっと反論しな
ければいけないので……。

○藤本監理課長 まず、予算につきまして
は、会計年度内に執行するという原則がござ
います。ただ、予算を4月に成立をしまし
て、さらに、その後、国の補助金、交付金等
の決定がございます。それから、物によって
設計を行って発注ということになりますと、
どうしても発注そのものが、通常であれば夏
以降に本格的に発注され、大きいものにな
ると、さらに年度後半にかけて発注される
という場合が多くなっております。結果的に大
きい工事については、年度後半に発注されて、
それが年度内に終わらずに、3月から4月に
繰り越すというものもたくさんございます。
ただ、大きい工事につきまして、できるだけ
そうならないように、今、工夫しております
のが、ゼロ債といいまして、年度内に発注を
して、4月から工事が着手できるようにする
とか、できるだけ年間を通して工事が平準化
して行えるようにするという努力を今いたし
ておるところでございます。

御指摘のとおり、予算の制度上、どうし
ても発注が夏以降になるという関係で、年度
後半に工事が集中するという傾向は確かにある

かと思えますけれども、全体的には平準化に
向けて努力をしているというところござい
ます。

○岩田智子委員 わかりました。そのよう
にみんなに伝えたいと思います。

○藤本監理課長 先ほど西岡委員からの御指
摘があった求職の数字のほうを少し訂正をさ
せていただきます。

建設事業における新規高校卒業者の求人求
職状況につきまして、27年卒の高校生につ
きまして、求人が542名に対して、求職が172名
で充足率が31.7%、それから、28年3月卒業
については、求人が590名に対して、求職が1
52名で充足率が25.8%ということで、ここ3
年ほどは26%から40%弱というところで推移
しております。この数字については、御指摘
のとおり、頑張っていきたいと思っております。

○山口裕副委員長 最後に1点お尋ねです
けれども、全体的な話ですけれども——私が最
後です。社会資本整備総合交付金の話なんで
すけれども、皆さん、最善の予算立てをしな
がら取り組んでいただいております。思
うんですけども、この決算の内容を見ても、やっ
ぱり国からの内示減等々で、かなりの額が減
額しなければいけない、そしてまた、この交
付金の要求の折には、かなりの事業規模、事
業予算を要求している現状にあると思いま
すけれども、我々、予算を審議する側から
すると、すごく不確定なことが多いんです
よね。結局は、国からの内示がこれだけ
でしたので、この社会資本整備総合交付金
を使った事業はこれだけになりましたとい
うことになって、すごく不確定なことが
多くて、土木行政において、予算審議の
意義がかなりそがれているというか、
そういった状況にあるのじゃないかな
というふうに思っております。

行政的にも最善の策をとりながら対応いただいておりますけれども、現時点でこの社会資本整備総合交付金の考え方については、どのような評価をされるというか、現場としてはどういう形に変えていただいたほうがいいのか、ちょっと整理できていればと思うんですけれども、見解をお尋ねします。

○手島土木部長 実は、全国的にこの社会資本整備総合交付金、要望に対してどんどんどんどん充足率が下がってます。要望はどんどんふえています。それに対して、つけてくるのはほとんど変わらないと。今、50%切っているぐらいですね。そういう意味で、非常に充足率が悪いもんで、また要望をたくさんするというので、どっちが先かよくわからないところがあるんですけれども、今の仕組みの中では、何とか県としては少しでも余計とりたいということになると、要望に比べると充足率がどうしても低くなるのかなと。

山口委員よりももっと前の池田先生あるいは西岡先生の時代は補助金制度で、そのときは、県のほうが要望して国のほうとお話しして、大体もう箇所別に来るし、予算も大体決まってきたということで、それが、ある意味、安心感は非常にあったと。ただ、逆に言うと、若干ですけれども、流用もしやすくなったということもあって、どっちとってどっちがいいとも言えない部分で、できれば充足率を高くしてもらいたいんですけれども、やっぱり国の財布がなかなかないということですね。

非常に言い方悪いんですけれども、我々とすれば、充足率を高くして、今のままの自由度であると、本当にいい制度だなと思うんですけれども、答えになっておりませんけれども、気持ちとしてはそういうところがございます。

○山口裕副委員長 私もちよっと経験したこ

となんですけれども、市町村事業で、例えば補助率が——補助というか、交付金の率が50%ある事業を選択して、ずっと設計等々を進めていたんですけれども、最終的に国から内示を受けたのが20%だったり、そういった額に落ち込んでいったので、まずは、準備不足等々指摘されれば何でもあると思うんですけれども、やっぱり事業を進める上ではちょっと不安定なのかなと、今の交付金制度はちょっと不安定かなというちょっと認識をしておりましたので、今後も、そういったこともちょっと観点として意識していただきながら、対応しながら取りまとめもやっていただければと思います。要望しておきます。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 最後ですけれども、附属資料の122ページ、123ページあたりですね、住宅課長にお尋ねします。

私たち、あんまり褒めることはありませんが、先ほどの御説明によりますと、88.8%から、率が98%で全国4位になったと。25年度との比較でも約半分に、合計です。ということで、大変頑張っていたというのと褒めておきます。

それで、参考までにお聞きしたいのは、この特に4の囲みですね、123ページ、入居者対策、退去者対策等、細かに書いてありますが、2つ、ちょっと質問があります。1つは、ここに出てくる徴収嘱託員というのは何名雇っていらっしゃるのかというのが1つと、やっぱりこれが一番効果があったんだろう、ここ、4のところとにかく書いてある中でね。もしよろしければ、その効果が、ほかの部もなさっているかもしれませんが、とりわけ、課長の御説明にあったように、低所得の方が相手というならば、非常にこの徴収も難しい面があるんだろうと思います。ほかの例えば、教育委員会の育英資金でありま

すとか、商工の中小企業の貸付金とかというのもやっていらっしゃると思いますが、これは特に効果があるよというのが課長からあれば、ほかでも共有できるのかなと思いますので、その2点、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○上妻住宅課長 住宅課です。

まず、嘱託の人数は、現在10名でございます。

それから、効果の高いということでしたが、実は、入居者対策としましては、8番に生活保護世帯の代理納付の実施というのがございますけれども、これは、実は武蔵ヶ丘ですね、菊陽町、これが県で初めてしたところでございますが、いわゆる武蔵ヶ丘については、菊池の福祉事務所がやっておりますが、ここが生活保護の代理納付の割合としては80%ぐらい超えております。あと、全体的には、私どもは、今年度、平成27年度に代理納付を始めたのは、合志市の須屋とそれから宇土市の境目が始まっておりますが、こういった代理納付をどんどんふやしていくことによって、納付率がかなり上がっております。

それからもう1つ、ちょっと厳しい話にはなりますが、5番に、6カ月以上または10万円以上滞納した方については、いわゆる明け渡しの請求、6番に、これを確実にやっておりますので、明け渡しの請求を確実にして、判決が出たものについては、100%強制執行をやっておりまして、まあ、ある意味、毅然とした態度を示したことによって徴収率が上がっているものではないかと思っております。

○松田三郎委員 わかりました。さっきおっしゃった代理納付というのは余り聞きなれない……。

○上妻住宅課長 生活保護の場合は、福祉事務所のほうから住宅扶助手当というのを事前にやっておりますので、住宅扶助手当が本人に行く前に、いわゆる熊本市とかほかの市町村から直接私どもが納めていただく。まあ、本人に手渡す前に納めていただくというのが代理納付の——ちょっと言い方は失礼だと思っております。

○松田三郎委員 わかりました。

非常に努力なさっている、冒頭、私、申し上げましたように。これからも、現年度もまたそれぞれ発生するかもしれないし、過年度分と合わせて、これが単純に1位になればいいということでもないかもしれませんが、今の努力を引き続き努力していただきたいということで。

以上です。

○池田和貴委員長 ほかに質疑ございませんか。

○早田順一委員 土木部長の説明書の中で、中ごろに、未収金の解消に加えて、新たな未収金の発生防止にも努めているところだと書いてますけれども、新たな未収金の発生防止というのは具体的に……。

○手島土木部長 先ほど上妻課長が説明しましたように、代理納付というのは非常に効いてますので、こういうような形で、御本人が、先ほどの言い方をつなぐならば、使い込む前に私どもがいただくと確実に納付されますので、こういうことで新たなのも減らすというのが一番大きい。あとは、やはりほかの課でいろんな形で、今、代理納付も含めていろんなことをやっておりますので、ほかの課も未収金が起こるような課については、ほかの課がこういう形でできたんだというようなことを共有することによって減らすと。具体

には、一番多いのは、やはりちゃんと臨戸催告ですか、そういうのをちゃんとやって納付してもらおうとかというのが一番多いと思うんですけども、そういうのをいろいろやっているというのを私説明したつもりでございます。

○早田順一委員 主に、今、住宅課の件が、これが大きくて、それをほかの課でも共有しようやということで書いてあるんですね、新たなというのはですね。わかりました。

○池田和貴委員長 ほかにございませんか。
ないようですので、済みません、私のほうから1点。

ほかの方が質問されればと思ってたんですけども、下水環境課、29ページなんですけど、環境整備費で不用残が生じた理由で、浄化槽整備事業の浄化槽設置基数が見込みより下回ったことによる執行残とあります。

もともと、浄化槽自体は単独と合併とあって、県のほうは単独浄化槽が幾分残っていたというのを前聞いた覚えがあります。浄化槽自体は、これは罰則規定まできちんと用意されているんで、要は、指導する側が、自分のところはきちんと単独から浄化槽にかえとかなないと、やっぱりまずいんだと思うんですね。そういったところで基数が見込みより下回ったということで、そういう単独浄化槽のやつが合併浄化槽にかわるところが滞ったとかそういうことはないのかどうか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

この執行残につきましては、市町村が浄化槽を転換します際に、こちら、環境省の予算とともに、県の助成も一緒に行いながら浄化槽整備を行っております。その中で、新設に関する助成も行いますし、単独浄化槽から合

併、あるいはくみ取りから合併、そういう転換についても一緒にやっております。ですから、この不用残というのは、そういったもろもろのやつが合わさって、今、こういった執行残という形で残っておりますが、これをやはり、私たちは転換を集中的にやっていきたいということで、市町村の方々にはお願いしておりますし、そちらに予算を集中していきたいということも、かねがね市町村の方には御指導しているところでございます。

○池田和貴委員長 わかりました。この水環境をきちんと保つ意味で、しっかりとやっぱり行政側が、ちゃんと指導する側がそのまま自分たちのをほっといて民間に指導するというのは、やっぱりこれは理屈に合わないところがあるんで、指導する側はきちっと法令に基づいた水の処理ができるように、ぜひまた、頑張ってくださいというふうに思います。

ほかに——もうよかですか、先生方。

では、最後の私の要望のほう言っておきます。

ほかのですね、土木部だけじゃなくて、ほかの部のところでも申し上げているんですが、今まで、熊本県ですね、ここ10年ぐらいで約2割ぐらい人員の削減を進めてまいりました。もちろん、人員は定員管理のもとにやられてきているんだと思うんですが、しかし、ことしの4月の14日、16日、熊本地震が発災いたしまして、皆さん方、本当に大変だったというふうに思うんですね。今後は、知事の3原則に基づいて復旧、復興を進めていくわけですが、まさに今までやってきた定員管理が、今までどおりでいいのかなのか、しっかりその辺は皆さんの中でも議論をしていただいて、定員管理が一番重要に考えられることではなくて、やっぱり復旧、復興をやるということが最優先されることだと思っておりますので、そういった上で、今ま

でやってきたその定員管理、今の人員の状況、そういったものが本当に今後の復旧、復興に耐えられるのかどうなのか、それはやはり、土木部は土木部として考えた上で、きちんと県の中で議論をしていただきたいということを要望しておきます。

これは、今回のこの決算には関連しないことかもしれませんが、各部の中で私のほうから実はお願いをしているところがございますので、ぜひ土木部としても、今後の復旧、復興を最優先でやるためにどうなのかという観点も含めて、ぜひそこは、議論を部内でしていただきたいというふうに思います。

これで土木部の審査を終了したいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○池田和貴委員長 それでは、これで審査を終了したいと思います。

次回の第6回の委員会は、10月21日金曜日午前10時に開会し、午前に企業局、病院局の審査を行い、午後から警察本部、出納局及び各種委員会等の審査を行うことにしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

本日は、御苦労さまでございました。

午後2時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長